

(注意)

本資料は、平成 28 年 11 月 25 日時点での検討案
になります。

関係者等との調整などにより、記載内容に変更が
行われる場合があります。



あまがさきし地域福祉計画（案）

誰もがその人らしく安心して暮らせる
地域福祉社会の実現を目指して

はじめに

市長
写真

【 目 次 】

第1章	地域福祉計画の策定にあたって	2
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけと期間	3
	(1) 法令の根拠	3
	(2) 計画の位置づけ	3
	(3) 計画の期間と関連計画との進行スケジュール	4
3	計画の策定プロセス	5
第2章	尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1	尼崎市のまちの姿	8
2	統計データからみる人口の推移等	10
	(1) 人口減少社会と少子高齢化	10
	(2) 世帯構成の推移（単身世帯の増加）	11
	(3) 子どもを取り巻く状況	12
	(4) 福祉制度の利用状況	13
	(5) 地域で活動する団体の推移	15
	(6) 民生児童委員の状況	17
3	市民等の意識	18
	(1) 地域との関わりの状況	19
	(2) 地域の支え合い活動に関する意識	20
	(3) 悩み・不安の状況	25
	(4) 福祉事業者への期待	27
	(5) 連携・協働	28
	(6) 要配慮者（災害時要援護者）支援	30
4	計画策定部会等における意見	31
5	第2期地域福祉計画の進捗と評価	33
	(1) 第2期地域福祉計画の基本目標と重点的な取り組み	33
	(2) 第2期地域福祉計画の進捗状況と今後の取り組み	34
6	尼崎市の地域福祉における課題	37
第3章	地域福祉計画策定の考え方	40
1	計画の基本理念	40
2	取り組みを進めるための視点	41
3	計画の基本目標	42
4	施策体系	44
5	地域福祉を推進する主体の役割と協働の考え方	45
6	圏域（活動エリア）の考え方と重層的なネットワーク	51
	(1) 圏域（活動エリア）の考え方	51

(2) 重層的な圏域設定とネットワーク	52
第4章 施策の展開.....	56
施策の展開方向と取り組み・方向性	56
基本目標1「支え合い」を育む人づくり	58
(1) 福祉学習の推進	58
(2) 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援.....	60
(3) 地域福祉活動を支援する人材の育成	62
基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり.....	64
(1) 地域を支えるネットワークづくり	64
(2) 地域での見守り、支え合いの充実	68
(3) 多様な手法による地域福祉活動の推進.....	70
(4) 社会福祉法人、企業、NPO 等による地域貢献の推進	72
基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり.....	74
(1) 包括的・総合的な相談支援体制の充実.....	74
(2) 権利擁護の推進	77
(3) 適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進.....	79
(4) 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進.....	81
(5) 安全・安心に暮らせる環境整備	83
第5章 計画の推進.....	86
1 計画の進行管理と評価	86
2 基盤整備における財源の確保	86
3 各目標の進捗を図る指標	87
参考資料	90
1 地域福祉の推進に関連する各制度等の状況	90
2 市民等意識調査における民生児童委員の自由意見.....	94
3 諮問及び答申	96
4 策定経過	98
5 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿.....	99
6 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿.....	100
7 用語解説	101

本計画における「障がい」の表記について

第1期、第2期「あまがさき地域福祉計画」では、「障害」を「障がい」と表記しています。

本計画の策定にあたっては様々な意見がありましたが、第2期計画策定時の尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会での審議結果を尊重し、第3期計画においても、引き続き、法令・条例等に基づく表記や固有名詞等を除き「障がい」と表記します。

第 1 章

地域福祉計画の 策定にあたって

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

- ❑ 少子高齢化の進展や単身世帯の増加等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人のつながりが弱くなっていると言われ、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。
- ❑ また、一人暮らしの高齢者の電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといった悩みをはじめ、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の深刻な問題、災害時の要援護者支援の対応など、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。
- ❑ これまでも、失業、病気、事故、加齢による身体状況等の変化など、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかったときに誰もが安心して暮らせるよう、公的サービスの充実が図られてきましたが、多様化・複雑化した課題に対しては、公的サービスだけでなく、身近な人や地域による支え合いの力を高めていく必要があります。
- ❑ 一方で、人と人とのつながりの中で不安を取り除くことができることもあれば、困っていることを周りが早めに気づくことで課題が複雑化、深刻化する前に解決することができるなど、その人にとって望ましい支援につながる事も少なくありません。
- ❑ そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」、「支えられる」ことを意識し、地域の様々な課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。地域福祉計画は、こうした取り組みの総合的、計画的な推進を図るための計画です。
- ❑ 本市では、平成17年3月に「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として「あまがさき地域福祉計画」を策定し、平成23年3月には計画の改定を行い、地域福祉の推進に着実に取り組んできました。
- ❑ この間、地域の課題に向き合い魅力的で暮らしやすいまちづくりに取り組む活動が、自治会・町会をはじめ様々な市民活動団体等によって行われています。また、国においても、これまで以上に地域福祉の推進を念頭においた法改正等が行われ、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築などの分野別の制度にとどまらない、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを基本とした取り組みが進められています。
- ❑ こうした取り組みを基礎としながら、社会情勢や福祉ニーズの変化等を踏まえ、市民や様々な市民活動団体等が相互理解を深め、それぞれの自発性、自主性に基づき、まちづくりの当事者として主体的に尼崎市が抱える課題に向き合い、協働し、更なる地域福祉の推進に取り組むために、平成29年度からの第3期「あまがさき地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

(1) 法令の根拠

この計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村地域福祉計画にあたるものです。

同法第 4 条では、地域福祉を推進することの目的を、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」することであるとしています。

社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

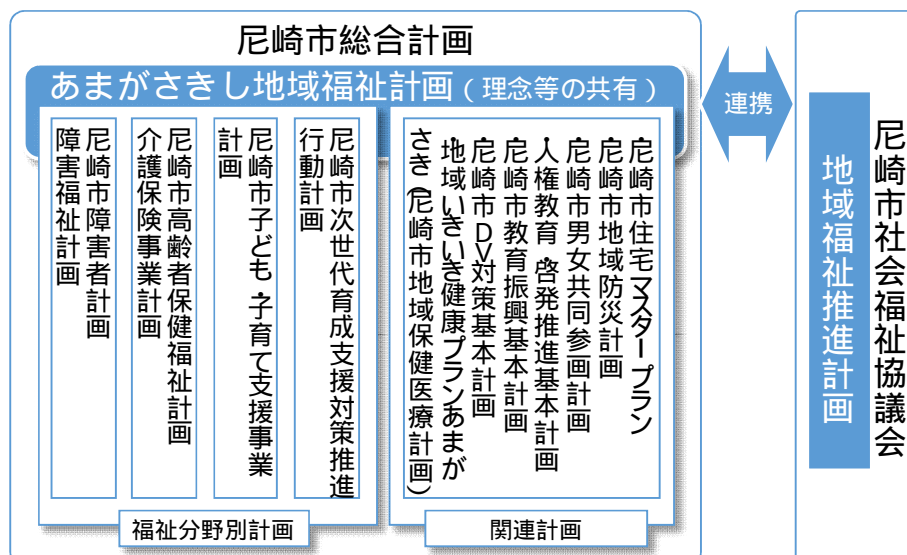
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各分野を基本とし、本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点から地域福祉のあり方や地域福祉推進を図る取り組みを示すものです。

さらに市の策定する地域福祉計画と尼崎市社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する地域福祉推進計画と、連携しながら取り組みを進めます。



(3) 計画の期間と関連計画との進行スケジュール

本計画の実施期間は、平成29年度からの5年間とし、3年経過後に計画の見直しに向けた検討を行うことを基本とします。

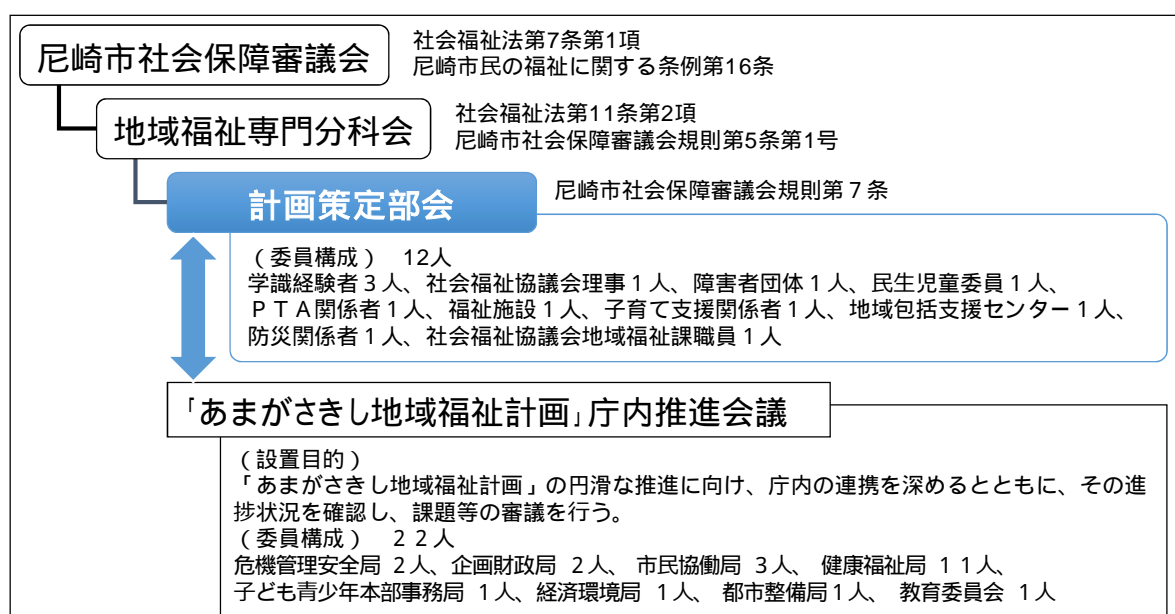
なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、総合計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
尼崎市総合計画	まちづくり構想(H25年度～34年度)					
	まちづくり基本計画前期計画(H25～29年度)		まちづくり基本計画 後期計画(H30～34年度)			
あまがさきし地域福祉計画	第2期(H23～28年度)		第3期(H29～33年度)			
尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期(H27～29年度)		第7期(H30～32年度)		第8期(H33年度～)	
尼崎市障害者計画 尼崎市障害福祉計画	第3期(H27～32年度)					
	第4期(H27～29年度)		第5期(H30～32年度)			
尼崎市次世代育成支援 対策推進行動計画	H28年度～31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市子ども・子育て事 業計画	H27年度～31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市配偶者等からの暴 力(DV)対策基本計画	第2次(H24～29年度)		第3次(H30年度～)			
尼崎市地域保健医療計 画	第2次(H25～29年度)		第3次(H30年度～)			
尼崎市人権教育・啓発推 進基本計画	第3次(H22年～31年度)					
尼崎市男女共同参画計 画	第2次(H24～28年度)		第3次(H29年度～)			
尼崎市住宅マスタープラ ン2011	第1次(H24年～32年度)					
尼崎市教育振興基本計 画	第2期(H25～29年度)					
尼崎市社会福祉協議会						
地域福祉推進計画	第3期(H23～28年度)		第4期(H29～33年度)			

3 計画の策定プロセス

本計画の策定にあたっては、第2期計画策定のプロセスを参考に関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「尼崎市社会保障審議会 地域福祉専門分科会 計画策定部会」において、尼崎市の地域福祉を取り巻く現状・課題整理や計画内容の検討を進めるとともに、そうした検討内容をもとに、「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議を設置し、庁内の関係各課と協議を進めました。

また、市民等を対象としたアンケート調査結果や、自治基本条例の制定に向けた市民懇話会等の市民意見を通じて、地域福祉に関する市民意識、動向、ニーズ把握に努めたほか、尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づき、本計画策定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書の協議・公表、市民意向調査、計画素案の公表及びパブリックコメントの実施、パブリックコメントの結果の反映及び計画案の公表を実施するなど、市民意見等の反映に努めました。



第 2 章

尼崎市の地域福祉 を取り巻く現状と課題

第2章 尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と課題

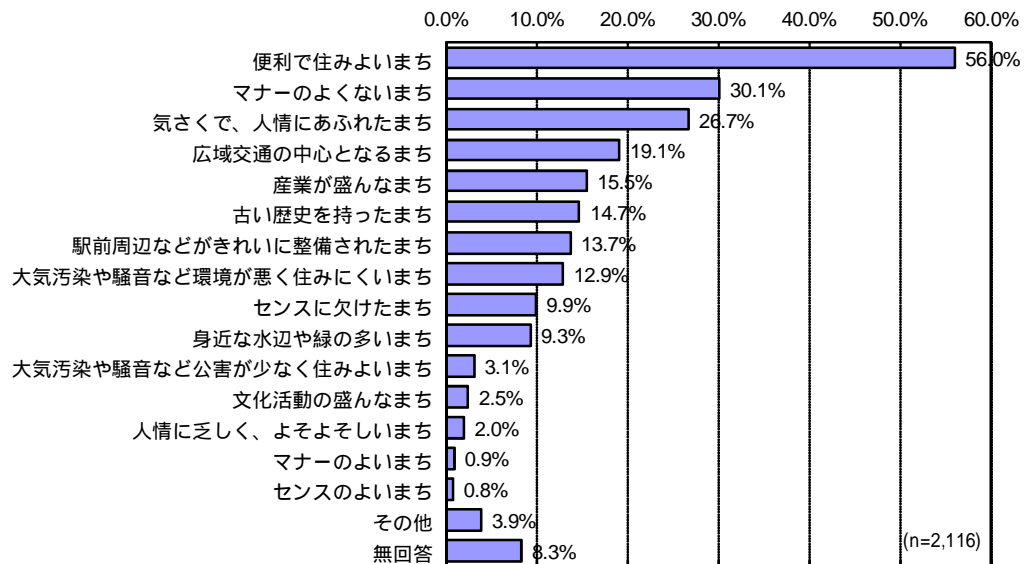
1 尼崎市のまちの姿

- 尼崎市は人口約45万人の中核市で、平成28年に市制100周年を迎えた歴史ある都市です。
- 阪神広域圏に属する尼崎市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の東南部に位置し、総面積50.72平方キロメートル(平成28年3月現在)の都市です。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面しています。
- 昭和期には阪神工業地帯の中核として、我が国の高度経済成長の一翼を担い、工業都市として発展してきました。その中で大気汚染・地盤沈下・水質汚濁といった深刻な公害問題にも直面しましたが、市民・事業者・行政の連携と粘り強い取り組みにより市内の環境は大きく改善され、現在は環境先進都市として、国から「環境モデル都市」の選定を受けています。
- この工業都市としての歴史の中で、我が国のものづくりを支えるトップシェア企業や高い技術力を有する企業が集積しています。近年は景気後退の影響や産業構造の転換、経済のグローバル化による国際競争の激化などにより、工場の閉鎖や市外転出が相次ぎ、また、商業活動においても、大型商業施設の出店や消費者行動の変化により、商店街や市場で空店舗が増加するなど、産業の空洞化や産業活動の低迷が課題となっています。それに伴い、人口が減少するという工業都市に見られがちな現象が顕著になっています。
- しかしながら、大阪、神戸という2大都市の間に位置し、交通至便の要所にあり、市域は狭いものの、大阪等への通勤の利便性の高い住宅地が形成されているほか、鉄道結節点であるJR尼崎駅周辺においては複合的な都市機能を有する拠点形成されるなど、その地理的環境から、多様な人材が集まるまちでもあります。
- また、住民から見れば、城下町であった面影を伝える寺町の街並み、江戸時代の文豪「近松門左衛門」ゆかりの地であるなど、歴史と伝統、失われつつある下町風情も多く残るほか、多くの商業施設や医療機関等が身近にあり、とても生活しやすい土地柄です。
- 様々な都市課題に直面しながらも、これまで培ってきた歴史・文化、産業、環境、人材等をもとに、これらの課題解決と魅力と活気あふれるまちづくりを、市民とともに取り組んでいます。



【市民が考える尼崎市のイメージ】

- 尼崎市総合計画の意識調査では約8割の市民が「これからも尼崎で暮らしたい」と回答しています。その主な理由としては、買い物に便利といった利便性のほか、家族と同居しているといった住宅についての理由が挙げられています。
- 一方で、尼崎市に住み続けたくないと感じた市民の主な理由としては、自然や空気などの環境や治安が悪いなどの生活環境面のほか、今の住宅に不満があるなど住宅についての理由が挙げられています。20～30代といった若い世代で「市外に移りたい」との回答が多くなっています。
- また、市民がもつ尼崎市のイメージは「便利で住みよいまち」「気さくで人情にあふれたまち」などのプラスのイメージも多い一方で、「マナーのよくないまち」「大気汚染や騒音など環境が悪く住みにくいまち」といったマイナスのイメージもあり、都市の魅力をいかに高めるかが課題となっています。

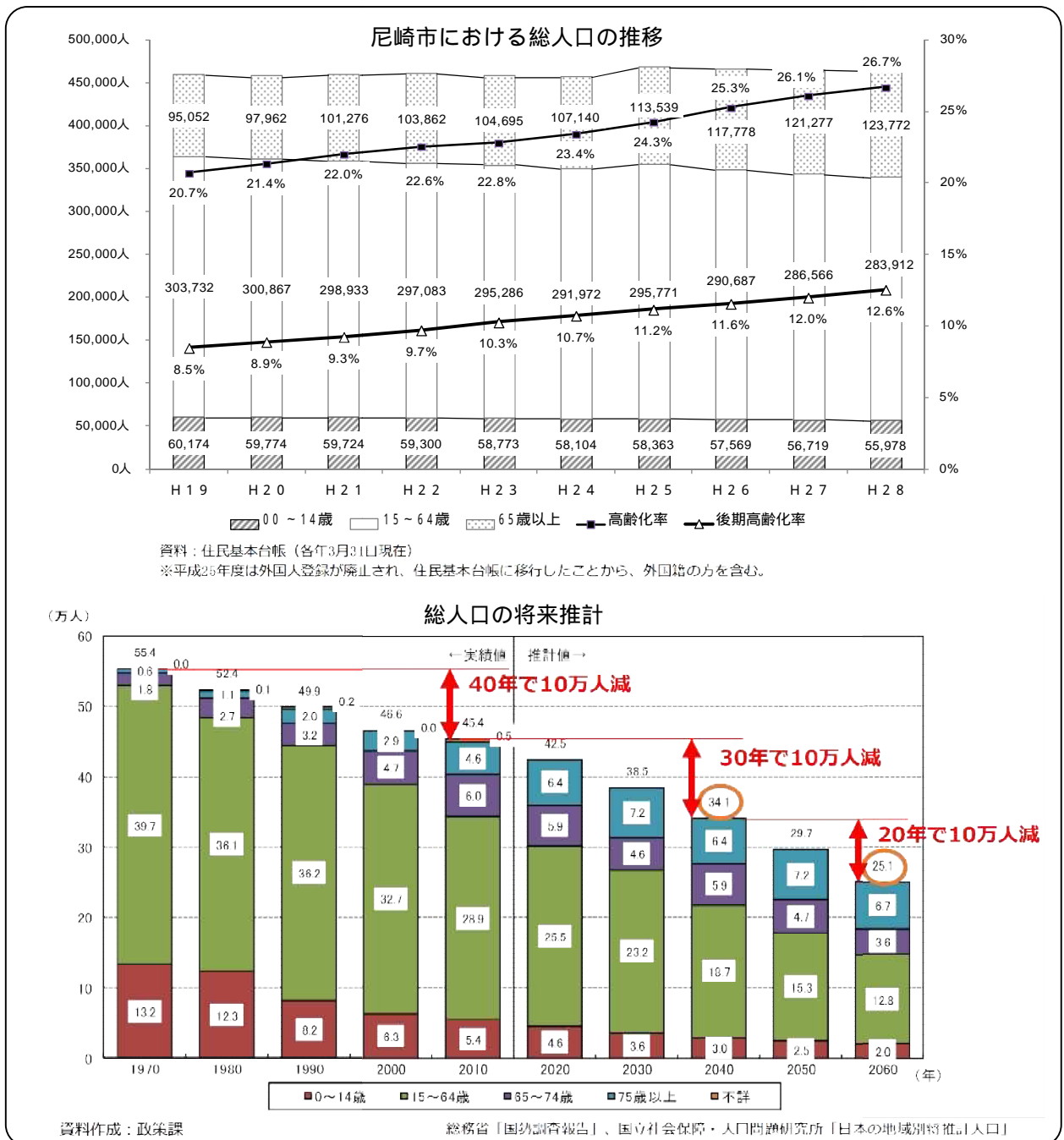


資料 尼崎市「尼崎市総合計画 人咲きまち咲きあまがさき 2013-2022」

2 統計データからみる人口の推移等

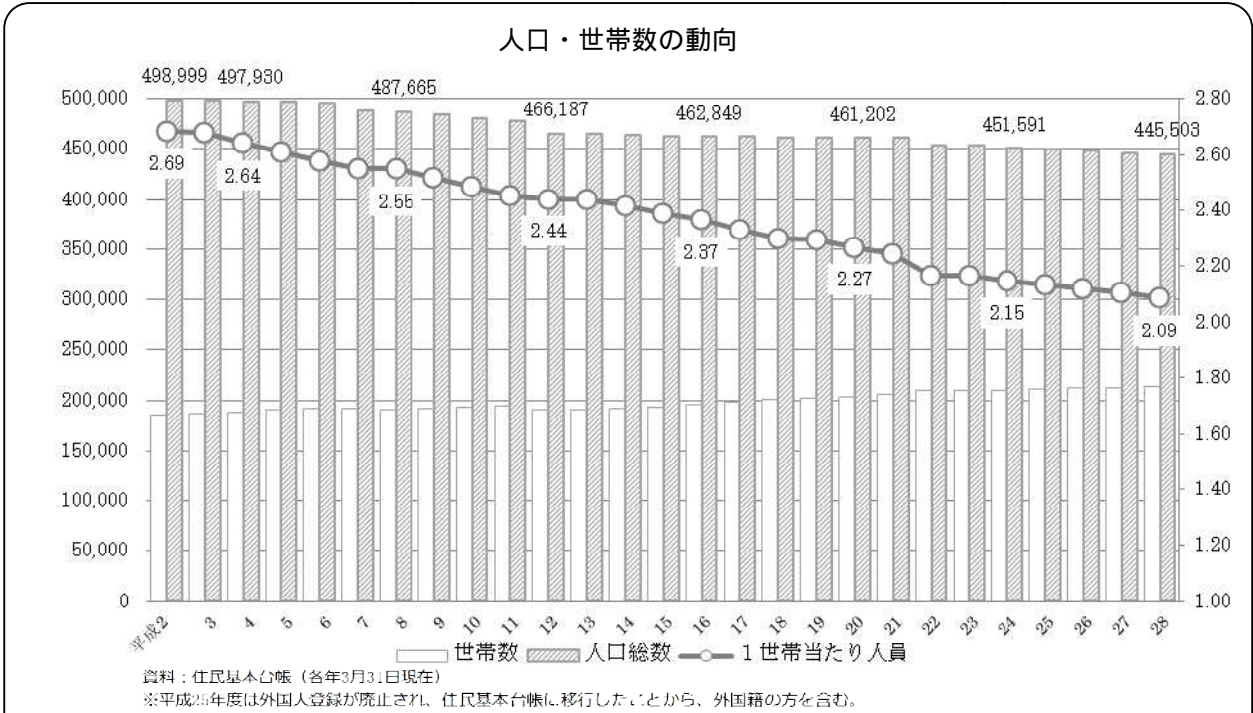
(1) 人口減少社会と少子高齢化

- 尼崎市の総人口は、長期にわたって減少が続いています。
- 尼崎人口ビジョン(平成 27 年 10 月)によると、人口構成は、全国と同様に高齢化が進み、平成 2 (1990) 年には 72.5% であった生産年齢人口の比率が、平成 22 (2010) 年には 63.7% まで低下する一方で高齢者の比率は高まっています。
- この傾向が続いた場合、将来推計人口は平成 72 (2060) 年に 25.6 万人まで減少すると見込まれ、年齢構成比率も 65 歳以上の高齢者が占める割合は 40% 以上に達し、総人口の 4 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者になると見込まれ、15～64 歳の生産年齢人口の割合も 50% にまで低下し、その他の世代の人口とほぼ均衡すると見込まれています。(国立社会保障・人口問題研究所の推計に直近の人口動態を加味した推計)

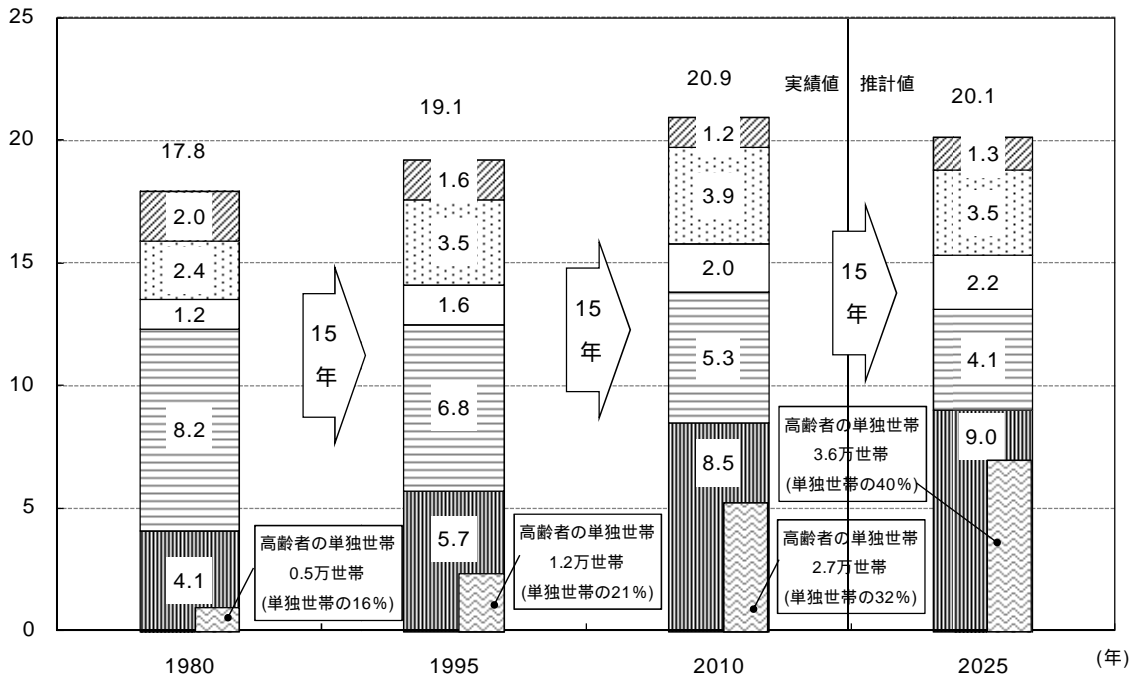


(2) 世帯構成の推移 (単身世帯の増加)

- 本市の人口総数は減少傾向にある一方で、世帯数は増加しています。その結果、1世帯あたりの人員は減少しています。総合計画策定時に行った推計では、今後単独世帯の数は増加し、ひとり親家庭の増加や、65歳以上高齢者の単独世帯が増えることが見込まれています。子育て支援や加齢に伴い病気や要介護などのリスクの高まりが課題となっています。



世帯(万世帯) 尼崎市の世帯類型別世帯数の推移 (総合計画より)



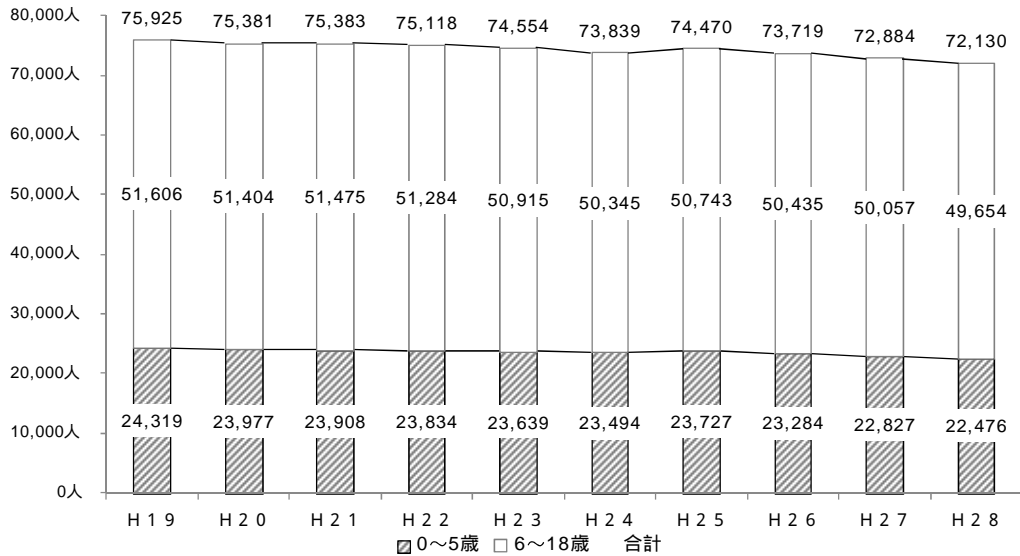
■単独世帯 □夫婦と子どもからなる世帯 □一人親と子どもからなる世帯 □夫婦のみの世帯 □その他

資料 尼崎市「尼崎市総合計画 人咲きまち咲きあまがさき 2013-2022」

(3) 子どもを取り巻く状況

- 子どもの人口を就学前(0～5歳)と就学後(6～18歳)に区分してその推移をみると、就学前人口、就学後人口とも減少傾向にあります。
- 地区別の人口からみても、地区によっては子どもの数に偏りがあると考えられます。

子どもの数の推移

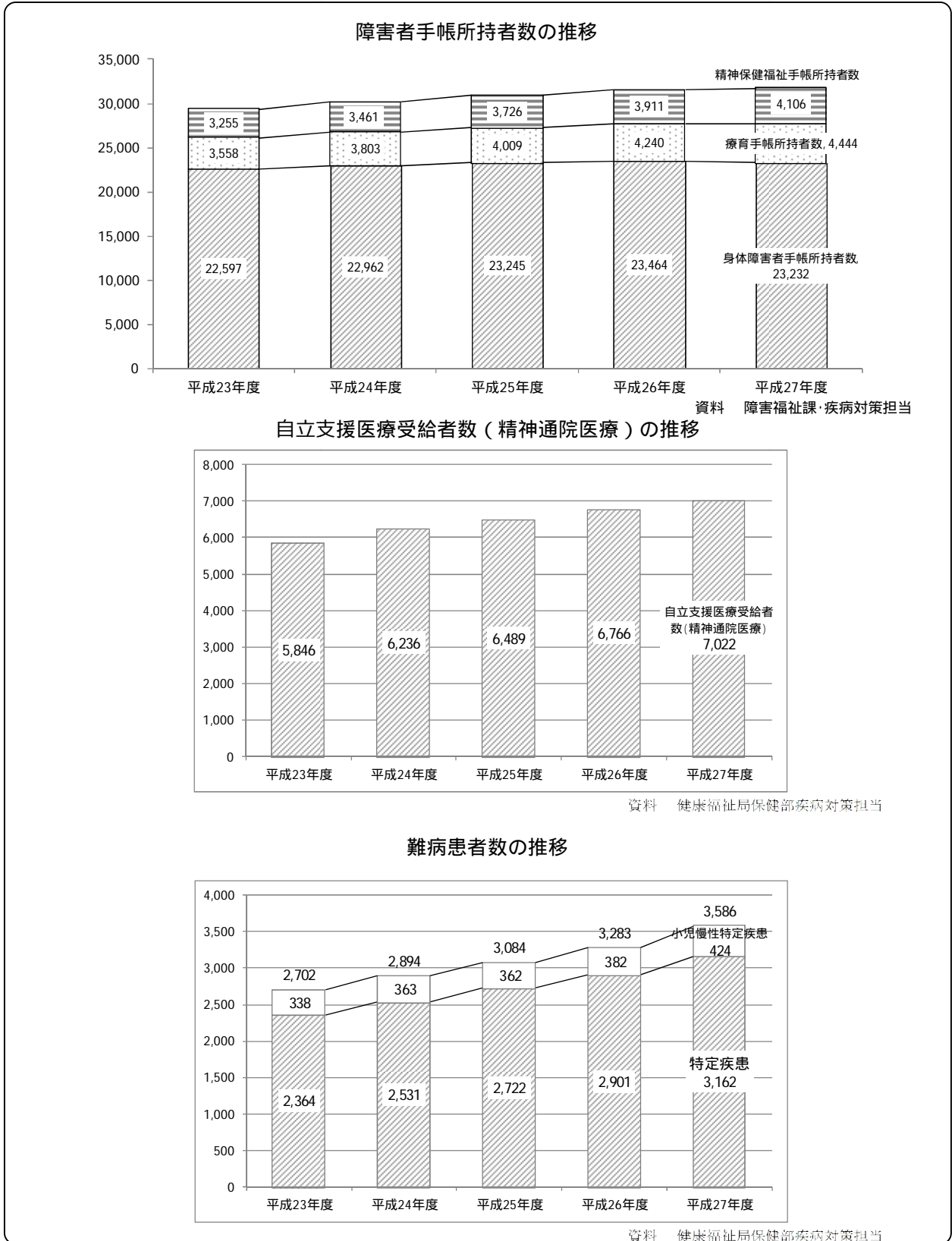


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

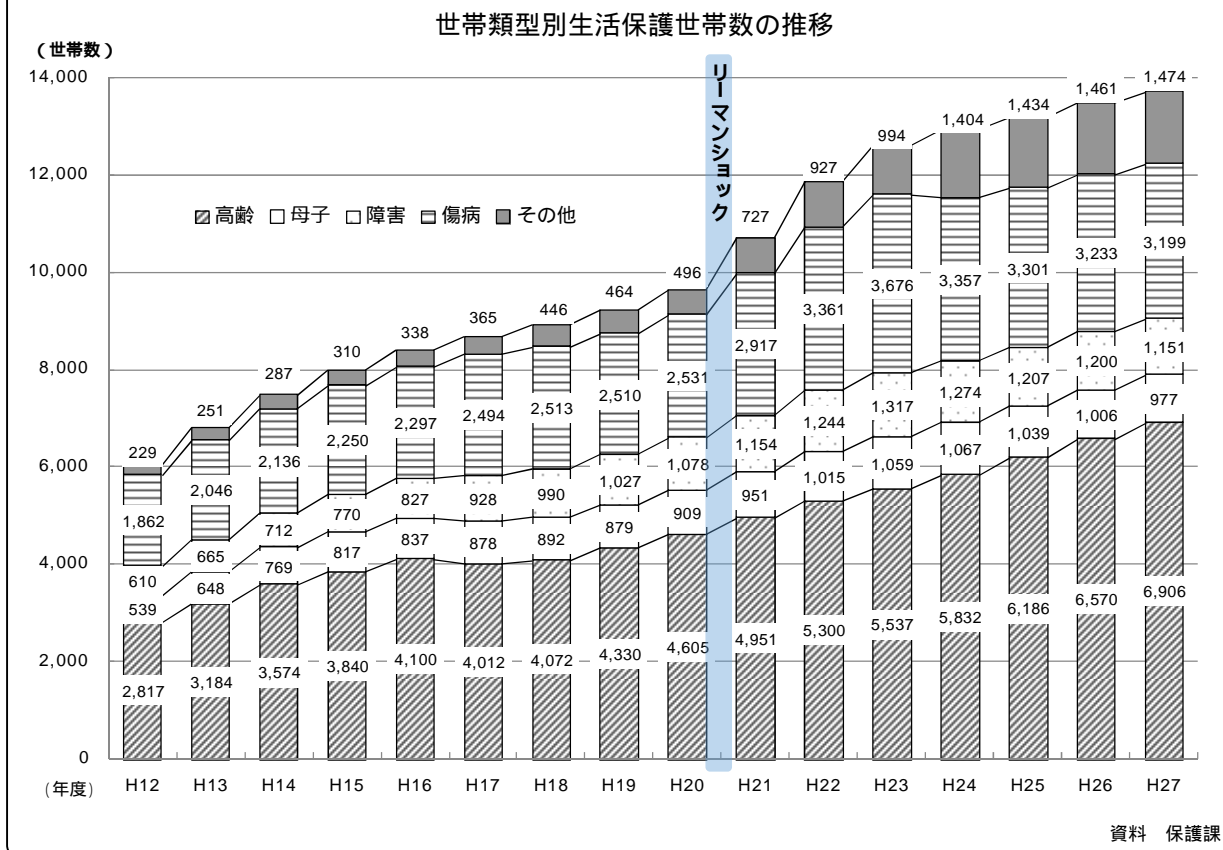
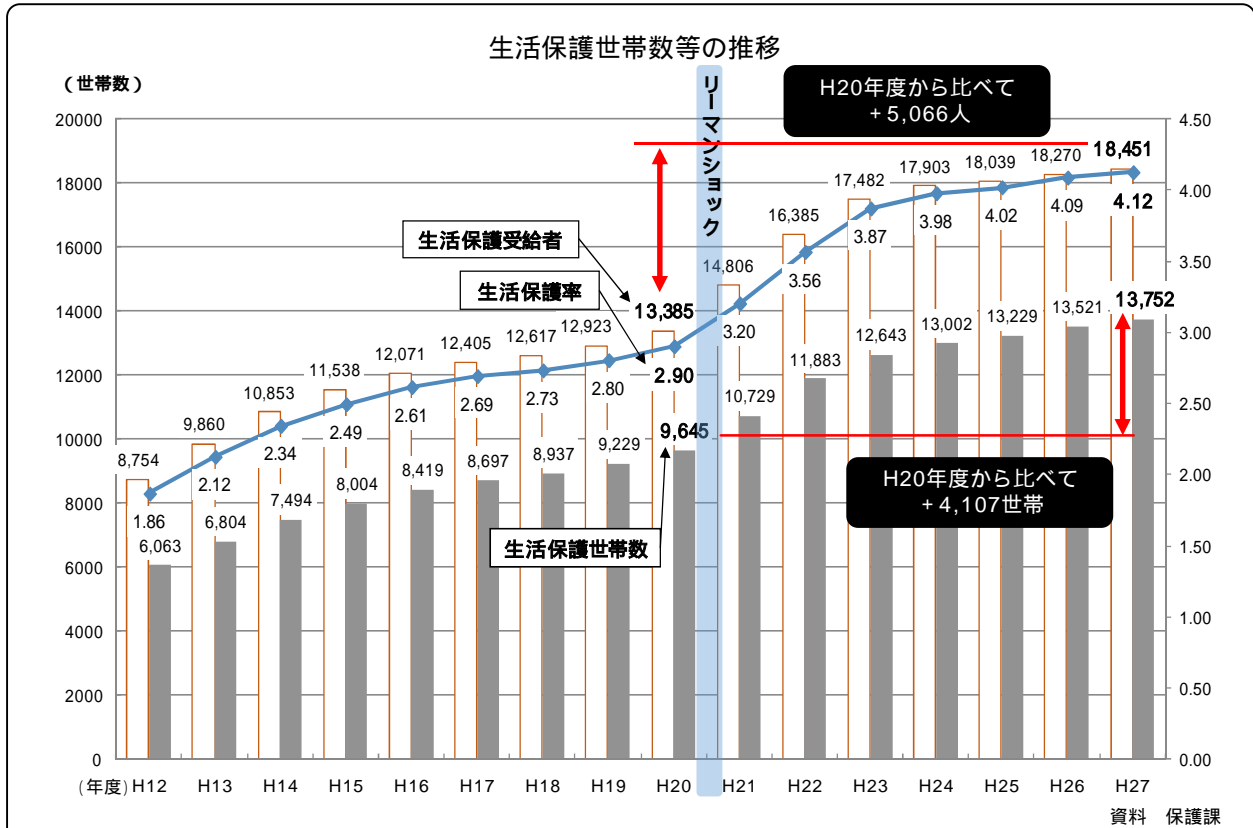
平成25年度は外国人登録が廃止され、住民基本台帳に移行したことから、外国籍の方を含む。

(4) 福祉制度の利用状況

- 本市における障害者手帳を所持している人の数は毎年増加しています。特に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向が続いており、自立支援医療受給者数(精神通院医療)も増加傾向にあります。また、難病患者数も増加傾向にあります。

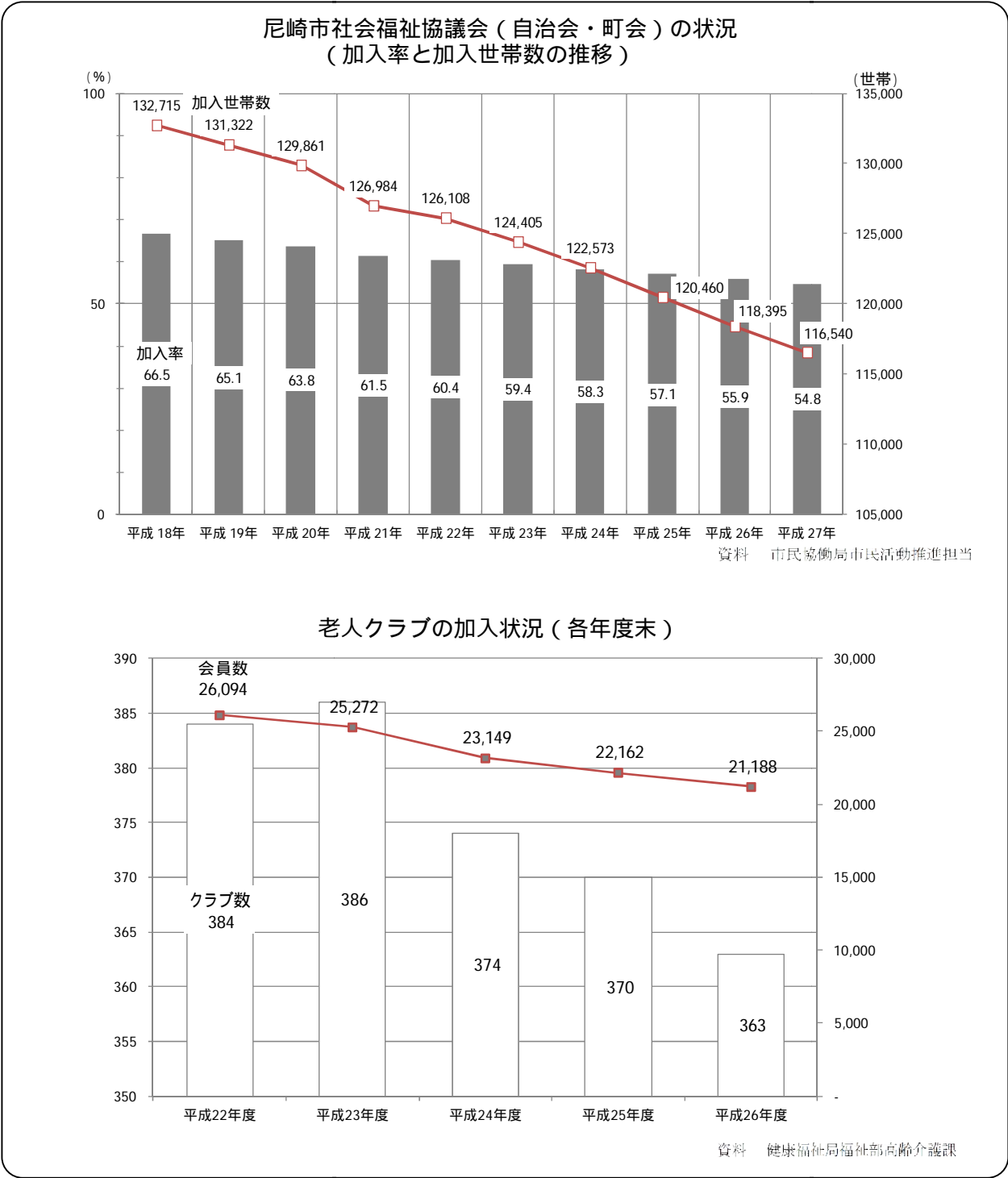


- 生活保護世帯数等は平成 20 年 10 月ごろのリーマンショックに端を発する世界金融危機以降急増し、平成 27 年度は高止まりのまま、65 歳以上の高齢者世帯を中心に生活保護世帯数は緩やかに増加し続けており、生活保護率は兵庫県下で一番高い状況にあります。

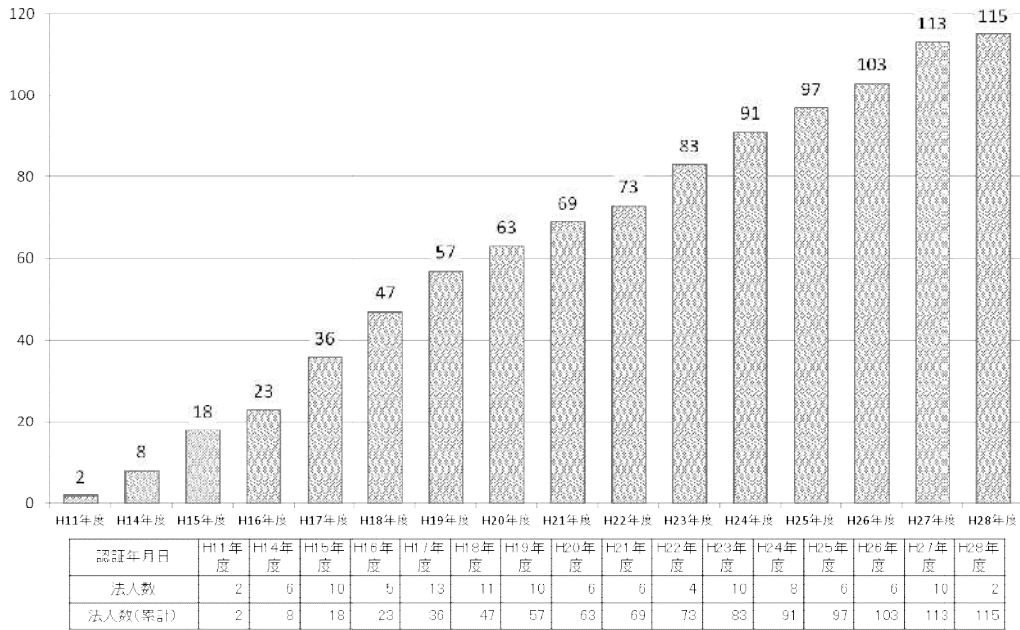


(5) 地域で活動する団体の推移

- 地域の団体の多くを構成組織としている最大の団体である尼崎市社会福祉協議会(自治会・町会)の加入率は、平成18年は66.5%であったものが、平成27年は54.8%になり、加入世帯数も減少傾向が続いています。また、高齢者人口は増加しているものの、老人クラブ数及びその会員数は減少傾向にあります。
- 尼崎市内に主たる事業所のある特定非営利活動法人の数は、毎年増加傾向にあるほか、子育てサークル等の子どもに関する地域活動グループは少子化が進む中でも、緩やかに伸び続けています。

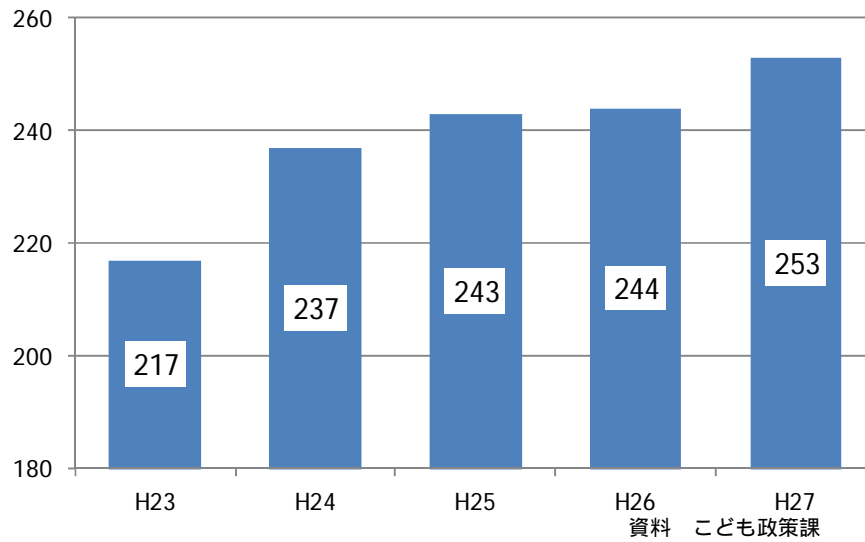


特定非営利活動法人の状況（累計）



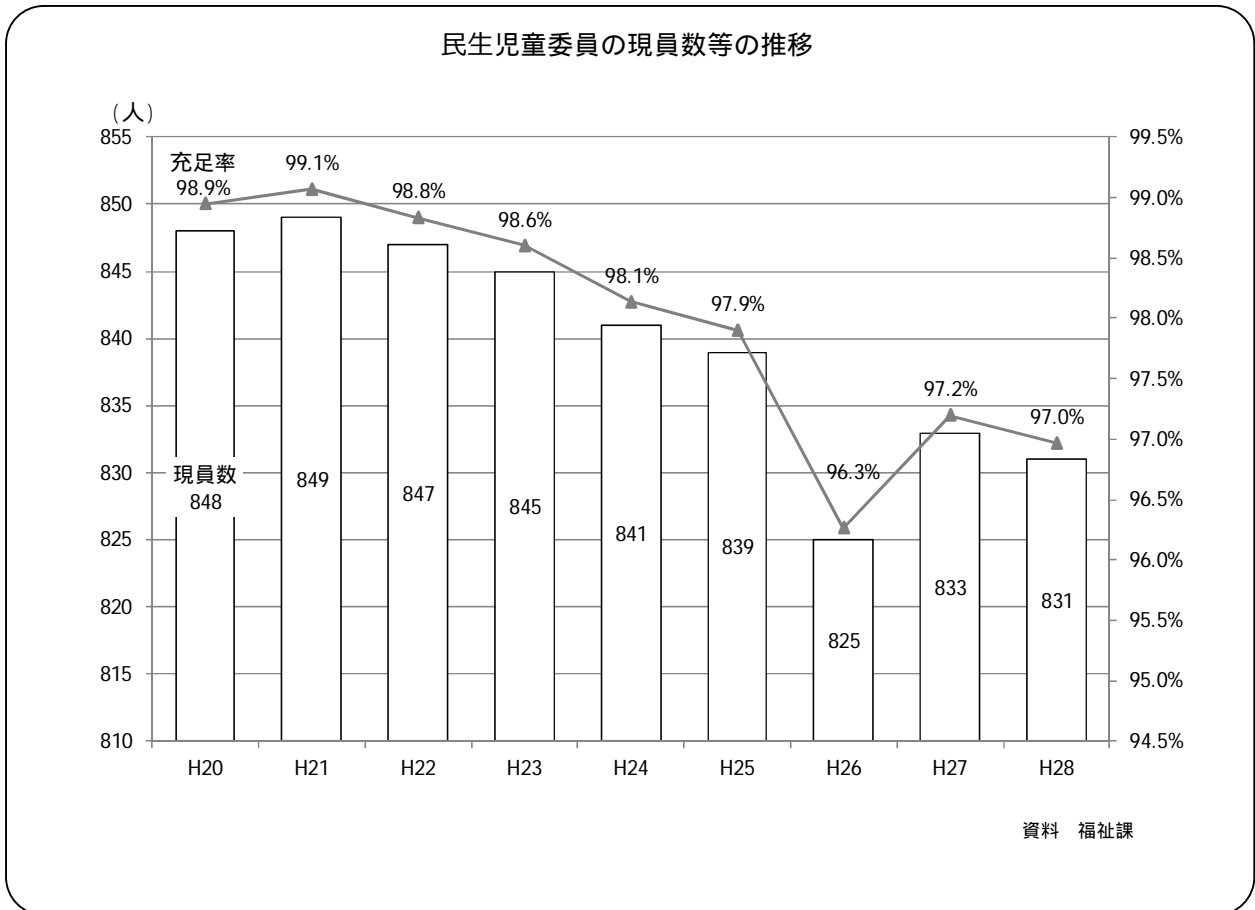
県民ボランティア活動の広場「ひょうごNPO法人情報公開サイト」より

子どもに関する地域活動グループ・団体数の推移



(6) 民生児童委員の状況（各年4月1日現在）

- 身近な相談窓口として地域福祉の重要な役割を担う民生児童委員数は平成20年に定数857人となって以降、年々担い手が見つからないことを理由に欠員が増えています。
- 民生児童委員活動への理解を進めるとともに、民生児童委員の負担感を減らし、活動しやすい体制づくり等が必要とされています。



3 市民等の意識

第2期計画の取り組みにより、市民等が抱える生活福祉課題と地域福祉の取り組みの実態を把握するために「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査を実施し、市民等の意識について整理しました。

(調査方法) 郵送による発送・回収

(調査対象者) 市民 住民基本台帳に記載されている市内在住の満20歳以上の市民の中から、2,000人を無作為に抽出

民生児童委員 民生児童委員 831名を対象

福祉事業者 NPO法人を含む市内福祉事業者の中から200事業者を抽出した。

(調査実施時期) 発送日：平成28年5月27日(金)

投函締切日：平成28年6月17日(金) 6月22日着分までを集計対象

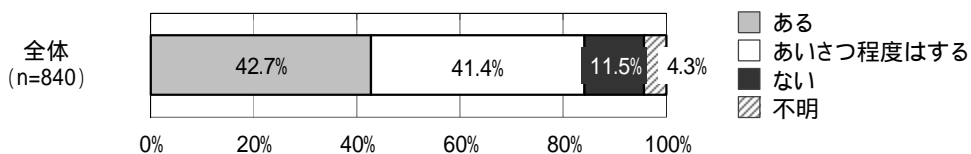
(回収状況)

	発送数	返送数	有効 発送数	回収数	有効 回収率	(平成21調査)
市民	2,000	34	1,966	840	42.7%	39.8%(786/1976)
民生児童委員	831	2	829	641	77.3%	72.1%(611/848)
福祉事業者	200	1	199	125	62.8%	64.8%(127/196)
合計	3,031	37	2,994	1,606	53.6%	50.5%(1524/3020)

(1) 地域との関わりの状況

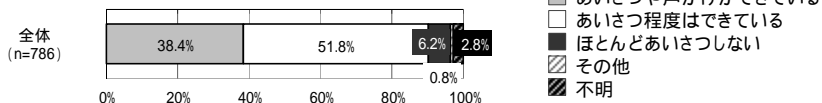
- 地域の人との交流が「ある」と答えた方は4割強となっていますが、平成21年の調査結果の「ほとんどあいさつしない」の割合と、今回の調査結果の「ない」の割合を比較すると、「ない」の割合が高くなっており、地域住民との交流のない層が増えていると考えられます。
- また、回答者の年齢層が低くなるほど地域住民との交流は「ない」と答えた方が多くなっています。家族構成別でみると、「ひとり暮らし以外」の世帯よりも「ひとり暮らし」の方のほうが地域の人との交流が「ない」と答える割合が高くなっています。
- 若い世代やひとり暮らし世帯を中心に見られる身近な地域の人との交流の希薄化は、今後、単身世帯の増加に伴って進むことが懸念されます。

市民の身近な地域の人との交流状況

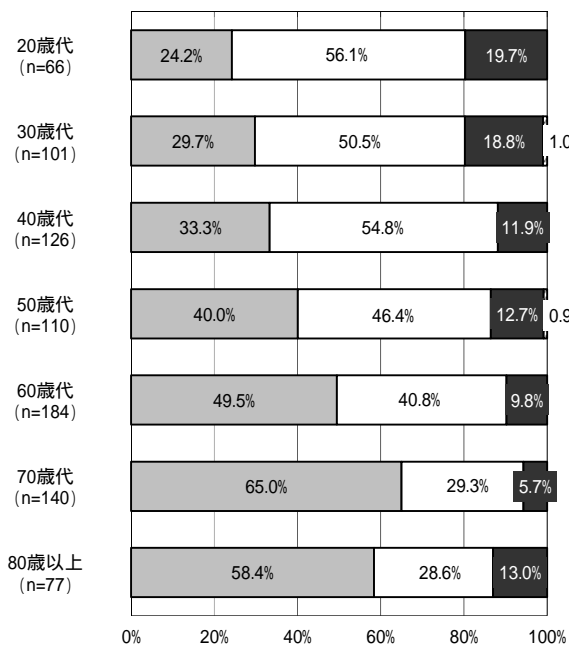


<参考：平成21年調査（前回）>

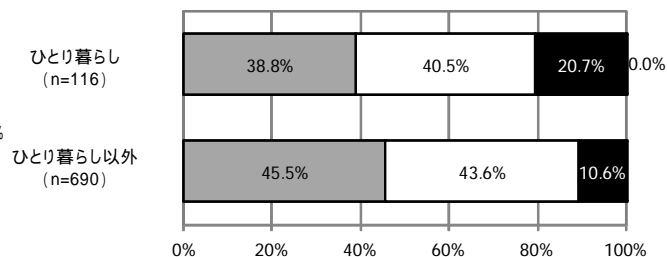
問7. あなたは日頃近所の人などにあいさつや声かけができていますか。(SA)



<年齢別>



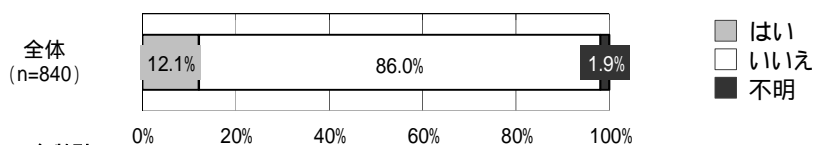
<家族構成別>



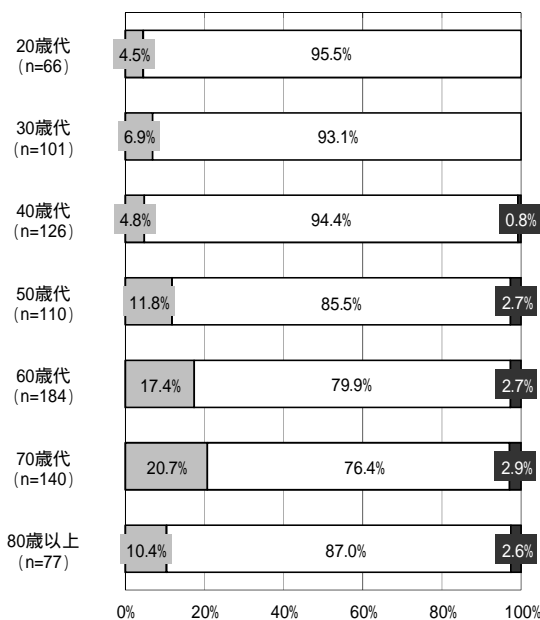
(2) 地域の支え合い活動に関する意識

- 約1割の方は、ボランティア活動など地域の支え合い活動(職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動を含む。以下「支え合い活動」という。)に参加していると回答しています。年齢層別では60~70歳代での参加率が約2割と平均より高くなっていますが、40歳代以下は平均の参加率を下回っています。
- 支え合い活動に参加している市民の感じている困り事は「活動メンバーの固定化(高齢化)」が最も多く、次に「活動メンバーの不足」となっています。
- 支え合い活動に参加していない理由としては「仕事や家事などで時間に余裕がないため」が最も高く、次に「参加するきっかけがないため」「ボランティア活動などの情報を知らないため」が順に続いています。この傾向は、働いている若い世代ほど高くなる傾向があります。
- 一方で、交流のある人ほど地域の支え合い活動に参加していることや、支え合い活動に参加していない若い世代の中には「参加するきっかけがない」「ボランティア活動などの情報を知らない」と答えた層が一定数見られます。情報発信と交流等を通じて、若い世代に地域への関心や活動への参加のきっかけを作ることが重要だと考えられます。

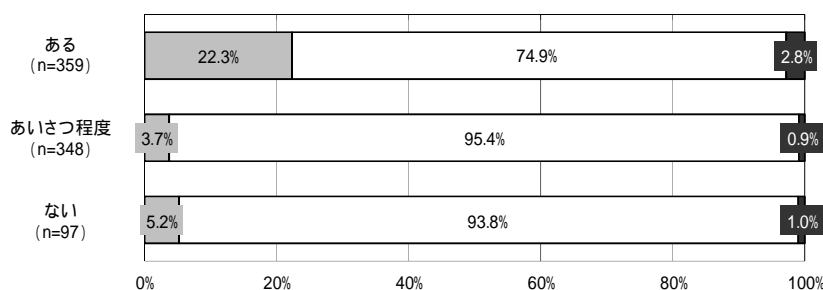
市民のボランティア活動など地域の支え合い活動への参加状況
職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動を含む



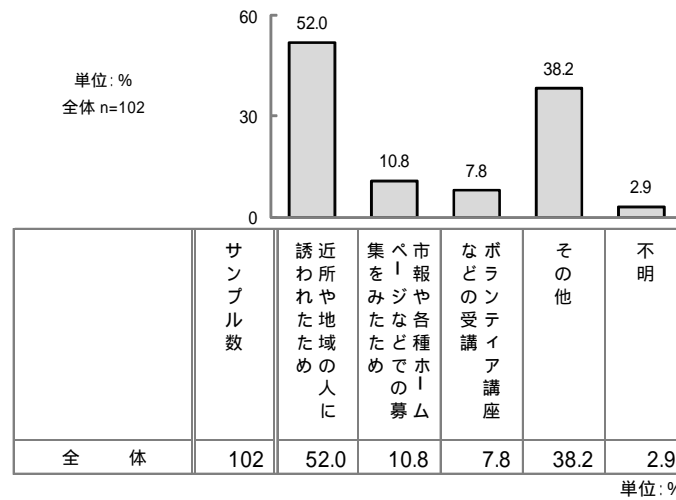
<年齢別>



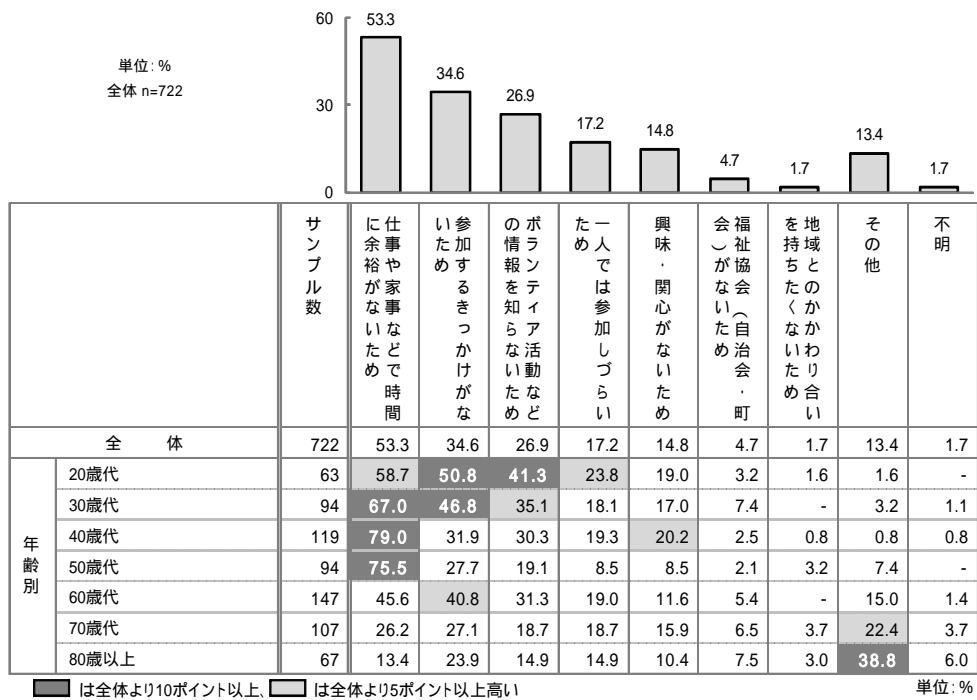
<地域の人との交流の有無別>



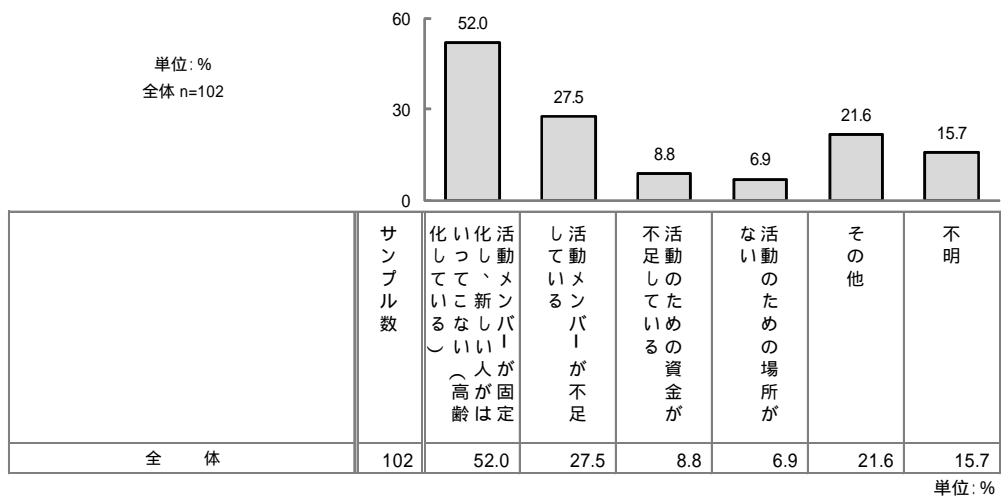
市民がボランティア活動など地域の支え合い活動に参加したきっかけ



市民がボランティア活動など地域の支え合い活動に参加していない理由

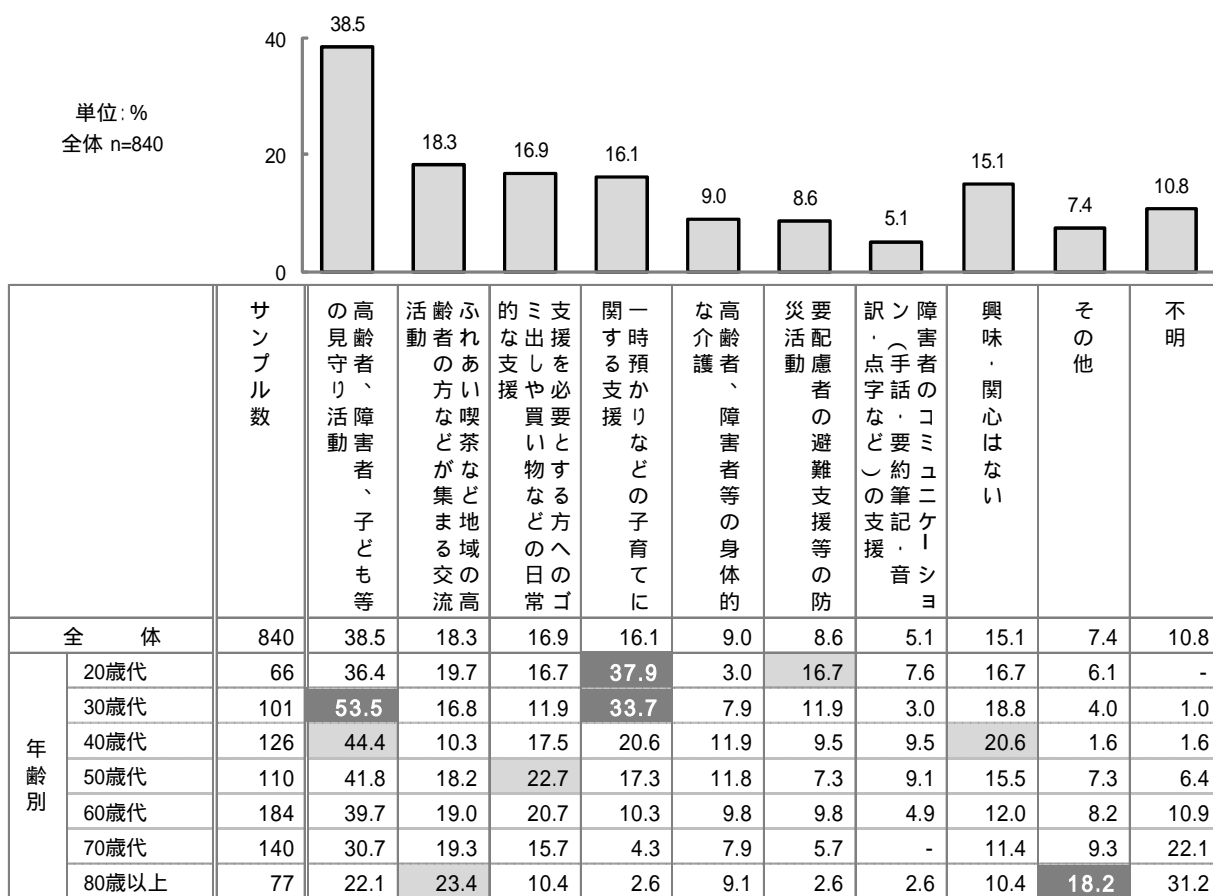


ボランティア活動をする中での困りごと



- 市民の興味や関心のある地域の支え合い活動は、「高齢者、障がい者、子ども等の見守り活動」が最も高く、以下「ふれあい喫茶など地域の高齢者の方などが集まる交流活動」「支援を必要とする方へのゴミ出しや買い物などの日常的な支援」「一時預かりなどの子育てに関する支援」の順に続いています。
- ボランティア活動への参加に必要だと思う条件や仕組みについては、「自分の時間の都合に合わせて活動できること」が最も高く、以下「自分の体力に合わせて活動できること」、「自分の住む地域で活動できること」の順に続いています。
- 年代別で見ると20～30歳代では「友達や家族と一緒に活動できること」、40～50歳代では「自分の時間の都合に合わせて活動できること」が高くなっており、60歳代以上では「自分の体力に合わせて活動できること」が高くなっています。
- 市民が活動しやすい範囲は「福祉協会(自治会・町会)の区域」が45.7%で最も多く、次いで「小学校の区域」が22.0%となっていますが、年齢別にみると若年層ほど「小学校の区域」の割合が高く20歳代で45.5%、80歳以上で5.2%となっています。
- こうした結果から、市民は身近な地域において気軽に参加できる見守り活動を中心とした活動に対する参加意向は高いものの、具体的な行動に結びつける「きっかけ」がないことで参加に至らない状況があると考えられます。

市民が興味や関心のあるボランティア活動など地域の支え合い活動



■ は全体より10ポイント以上、□ は全体より5ポイント以上高い

単位：％

23

地域の支え合い活動に参加するための条件や仕組み

単位：%
全体 n=840

条件	割合 (%)
自分の時間の都合に合わせて活動	63.1
自分の体力に合わせて活動できること	49.3
自分の住む地域で活動できること	34.3
交通費など実費相当の費用の支援があること	24.2
自分の知識や経験、技能を活かせること	23.3
友達や家族と一緒に活動できること	20.7
活動している団体の情報や活動内容がホームページなどでいつでも確認できること	17.9
知識や資格を取得できる仕組みがあること	13.9
自分の住む地域以外で活動できること	4.0
その他	5.2
不明	7.9

サンプル数	自分の時間の都合に合わせて活動	自分の体力に合わせて活動できること	自分の住む地域で活動できること	交通費など実費相当の費用の支援があること	自分の知識や経験、技能を活かせること	友達や家族と一緒に活動できること	活動している団体の情報や活動内容がホームページなどでいつでも確認できること	知識や資格を取得できる仕組みがあること	自分の住む地域以外で活動できること	その他	不明		
全体	840	63.1	49.3	34.3	24.2	23.3	20.7	17.9	13.9	4.0	5.2	7.9	
年齢別	20歳代	66	68.2	27.3	22.7	37.9	28.8	40.9	24.2	22.7	6.1	6.1	1.5
	30歳代	101	72.3	27.7	36.6	27.7	23.8	33.7	27.7	21.8	5.0	8.9	1.0
	40歳代	126	81.7	43.7	27.8	33.3	24.6	18.3	25.4	18.3	5.6	2.4	-
	50歳代	110	76.4	50.0	25.5	31.8	28.2	22.7	25.5	19.1	6.4	4.5	3.6
	60歳代	184	60.9	63.6	39.1	23.9	27.2	16.8	13.0	12.5	4.9	2.7	7.6
	70歳代	140	49.3	57.9	45.0	13.6	17.1	11.4	8.6	5.0	-	6.4	14.3
	80歳以上	77	29.9	54.5	35.1	7.8	16.9	16.9	5.2	3.9	1.3	6.5	27.3

■ は全体より10ポイント以上、 □ は全体より5ポイント以上高い 単位：%

高齢者や障がい者等の見守り・支え合い活動がしやすい範囲

全体 (n=840)

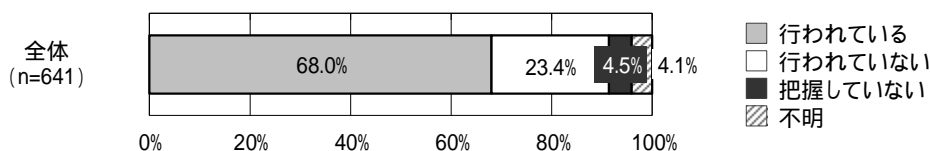
<年齢別>

年齢	福祉協会(自治会・町会)の区域	社会福祉連絡協議会(連協)の区域	小学校の区域	中学校の区域	その他	不明
20歳代 (n=66)	45.7%	6.2%	22.0%	6.4%	16.1%	3.6%
30歳代 (n=101)	31.8%	1.5%	45.5%	10.6%	6.1%	4.5%
40歳代 (n=126)	40.6%	5.9%	37.6%	5.0%	5.0%	5.9%
50歳代 (n=110)	47.6%	7.1%	31.7%	4.8%	4.8%	4.0%
60歳代 (n=184)	51.8%	5.5%	22.7%	10.0%	6.4%	3.6%
70歳代 (n=140)	45.7%	13.6%	15.8%	6.0%	17.4%	1.6%
80歳以上 (n=77)	50.0%	11.4%	6.4%	28.6%	1.6%	1.3%

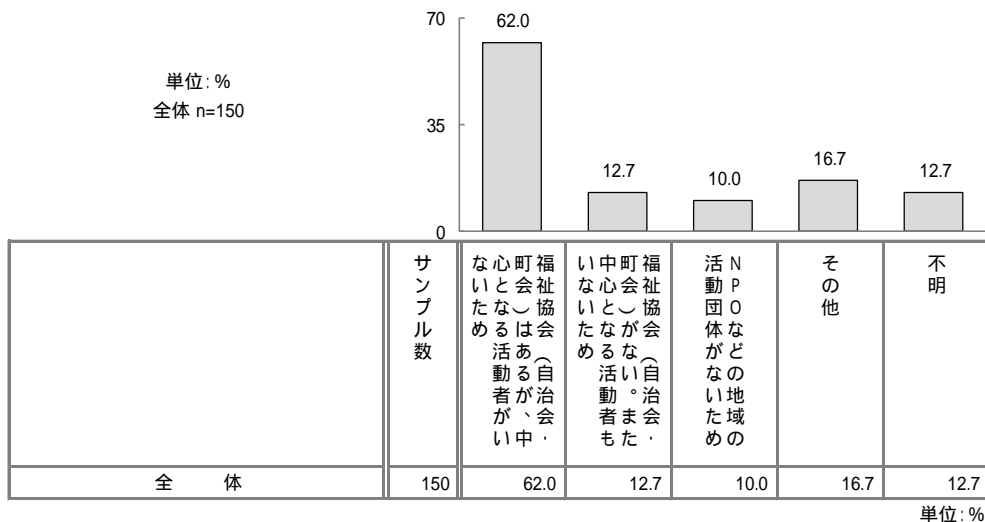
ボランティア活動など地域の支え合い活動の現状と課題

- 民生児童委員の67%が担当区域で地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や、高齢者等の見守り活動など)が「行われている」と回答しており、「行われていない」は23.4%、「把握していない」は4.5%となっています。
- 民生児童委員が地域福祉活動が行われていないと理由と考えているのは、「福祉協会(自治会・町会)はあるが、中心となる活動者がいないため」が62.0%で圧倒的に高くなっています。

民生児童委員担当区域における地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や、高齢者等の見守り活動など)の実施状況



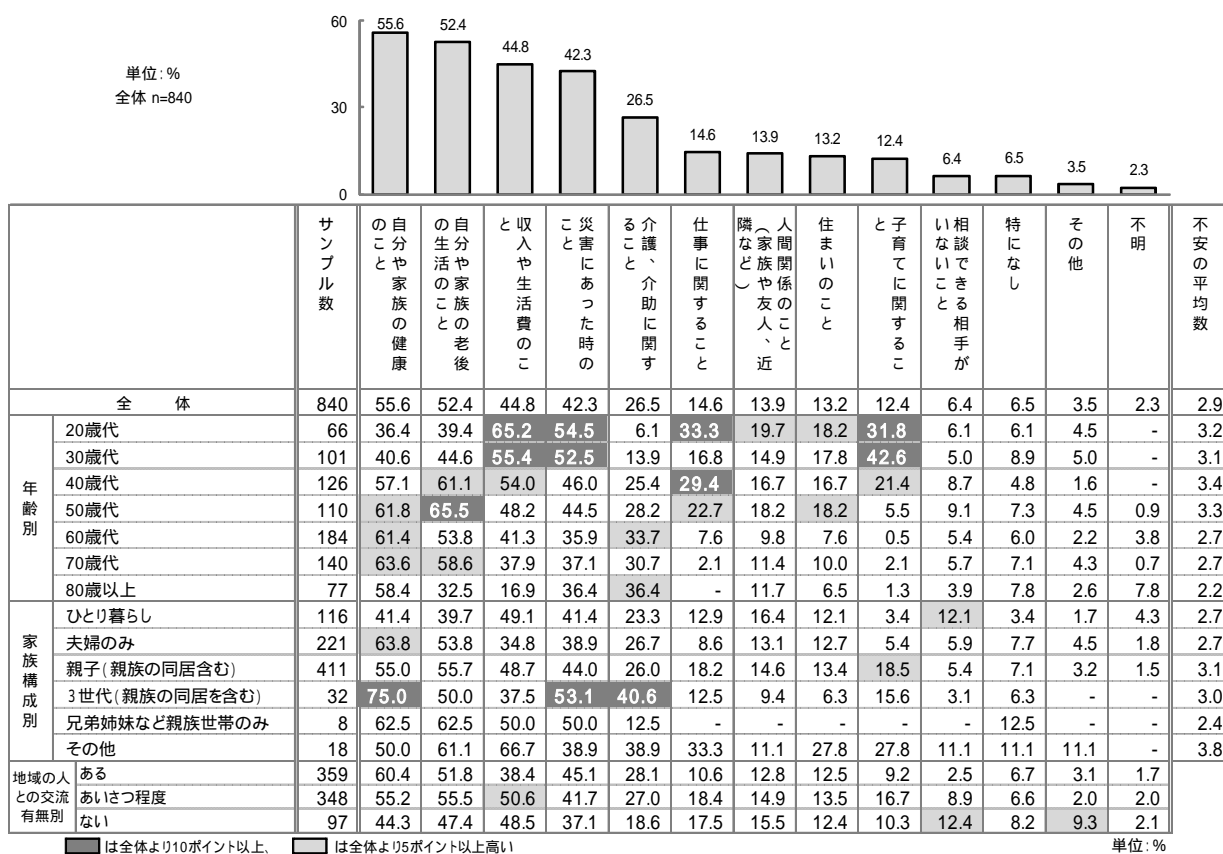
民生児童委員担当区域で地域福祉活動が行われていない理由



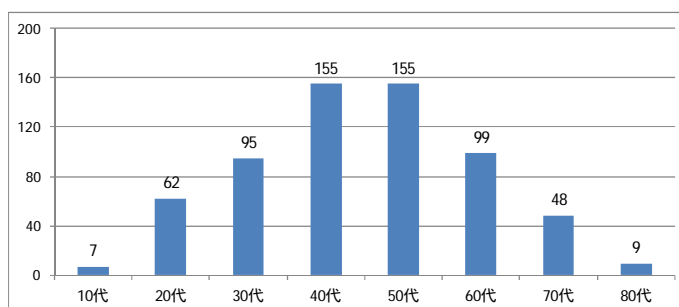
(3) 悩み・不安の状況

- 市民が日常生活において感じている不安は「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後の生活のこと」「収入や生活費のこと」「災害にあった時のこと」の順に高い結果がでています。
- 年齢別にみると、50～70歳代では「自分や家族の健康のこと」、20～30歳代では「収入や生活費のこと」「災害にあった時のこと」「子育てに関すること」、40～50歳代では「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後の生活のこと」のほか、「仕事に関すること」も高くなり、世代によって抱えている不安の状況が異なります。
- また、市民1人が抱える不安の平均数は約2.9個となっており、年代別では40・50代が最も多く、生活困窮者自立相談支援事業における相談の多い年齢層とも一致した結果となっています。特に若い世代では、経済や雇用に関する不安を持つ人が多いと言えます。
- 一方で、ひとり暮らしの人や地域との交流がない人ほど「相談できる相手がない」が高くなっており、高齢者層だけでなく若い世代の中にも不安を抱えながら地域で孤立している市民がいると考えられます。単身世帯の増加に伴い、今後も増えていくことが懸念されます。

日常生活において感じている不安の状況

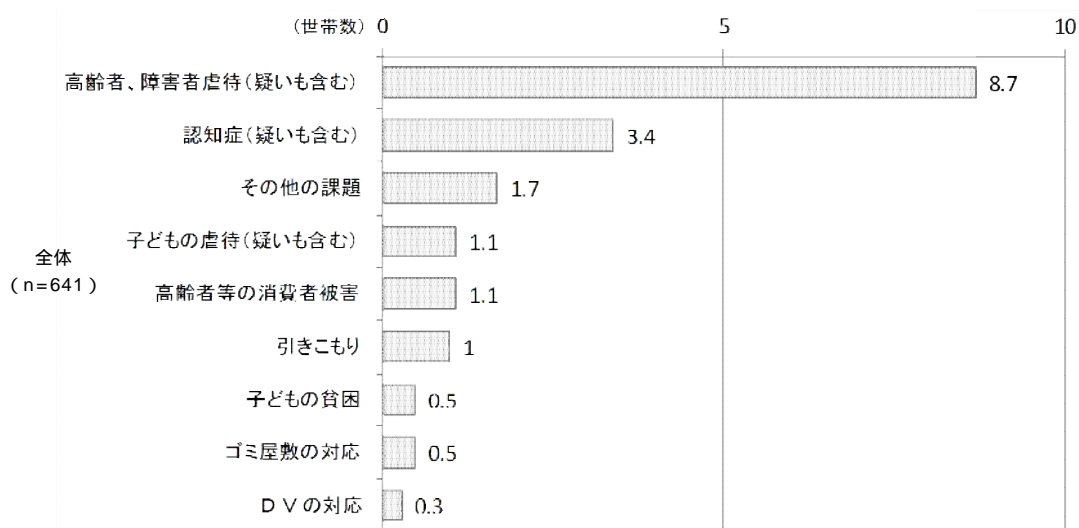


【参考】平成27年度生活困窮者自立相談支援事業における年齢別の相談者数

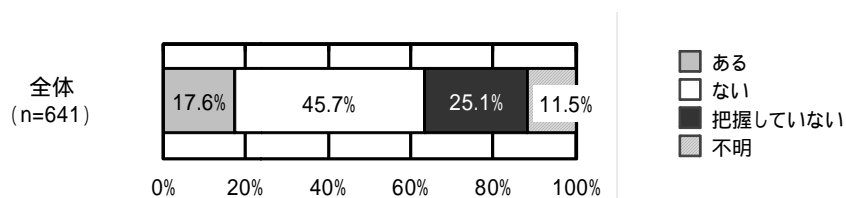


- 民生児童委員が現在、担当区域で対応している要援護者の対応世帯数(平均)は、「高齢者・障がい者虐待(疑いも含む)」が最も多く、次に「認知症(疑いも含む)」「その他の課題」「子どもの虐待(疑いも含む)」「高齢者等の消費者被害」の順に続いています。
- また、支援を必要だとは思いつつも、支援を受けていない又は支援を拒否している事例については民生児童委員の17.6%が「ある」と答えており、各担当区域に平均約1.7世帯程度は把握されています。

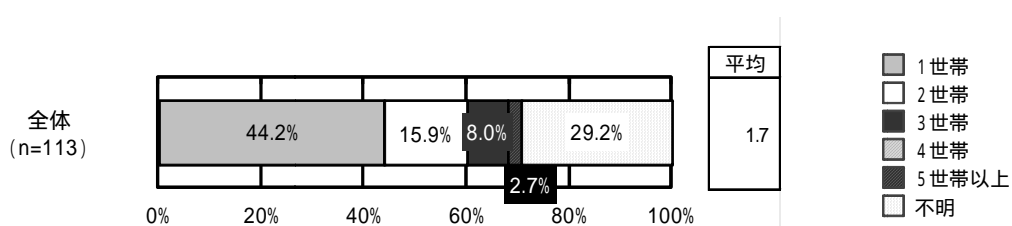
民生児童委員が担当区域で対応している要援護者の対応世帯数(平均)



担当区域で支援を受けていない又は拒否している事例の有無



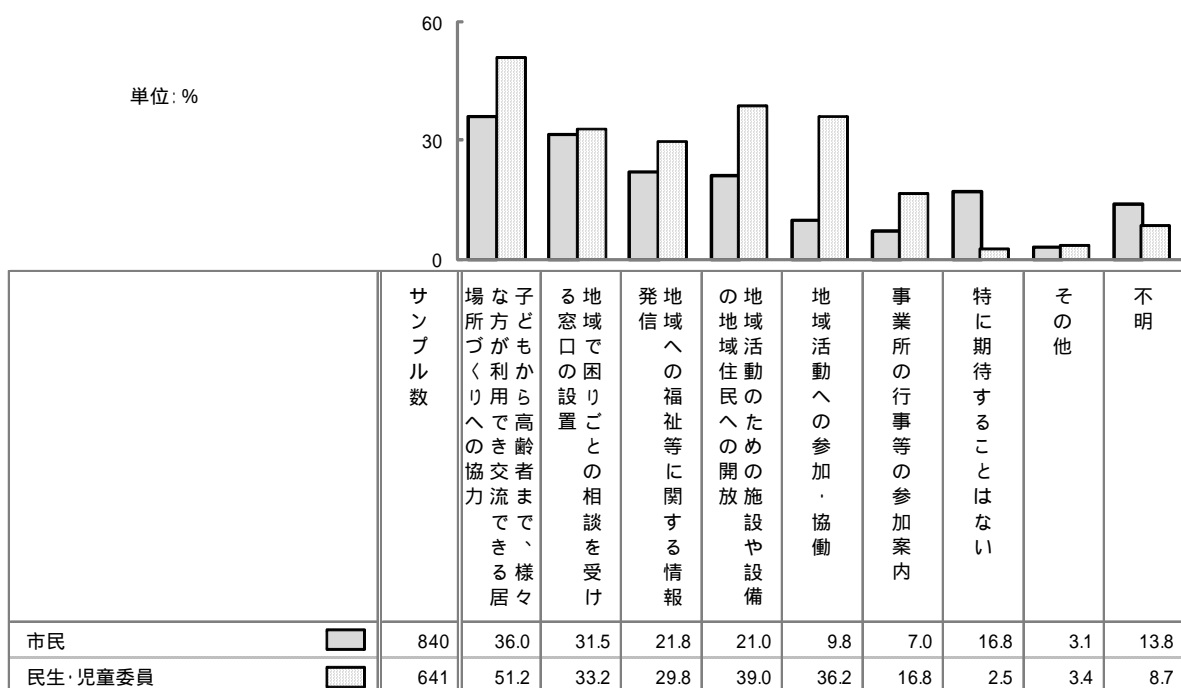
担当区域で支援を受けていない又は拒否している世帯数



(4) 福祉事業者への期待

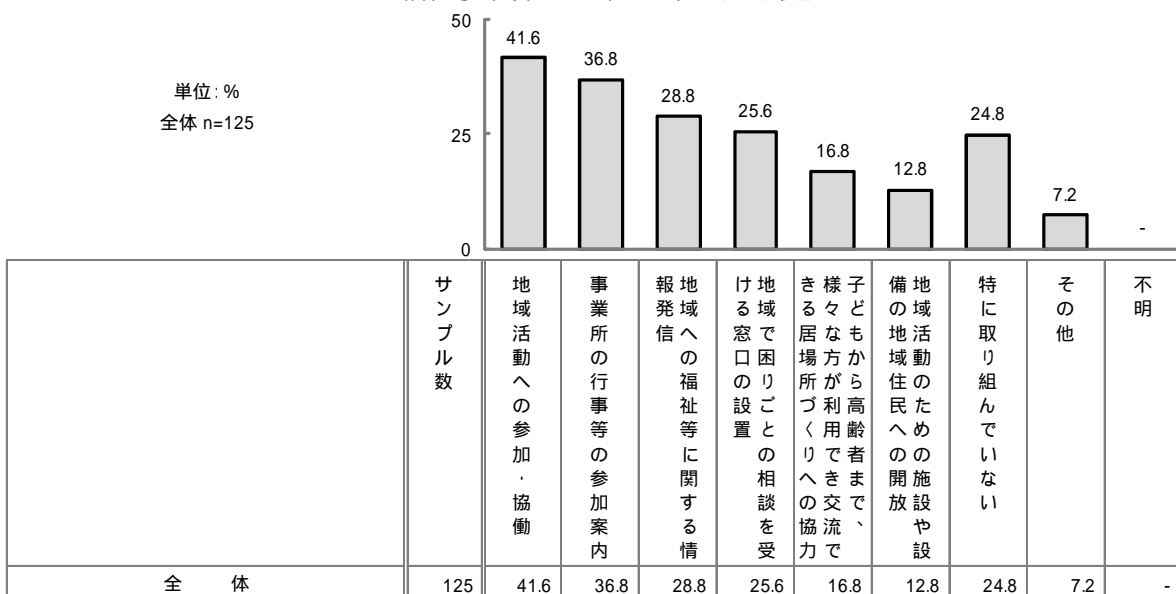
- 市民、民生児童委員ともに地域の福祉事業者に期待することは、「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」(36.0%)が高く、市民は次に「地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置」(31.5%)、民生児童委員は「地域活動のための施設や設備の地域住民への開放」となっています。
- 一方で、福祉事業者が「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」に取り組んでいるとの回答は低く、市民、民生児童委員の期待との差が見られます。

市民、民生児童委員が地域の福祉事業者に期待すること



単位：%

福祉事業者の地域での取り組み状況



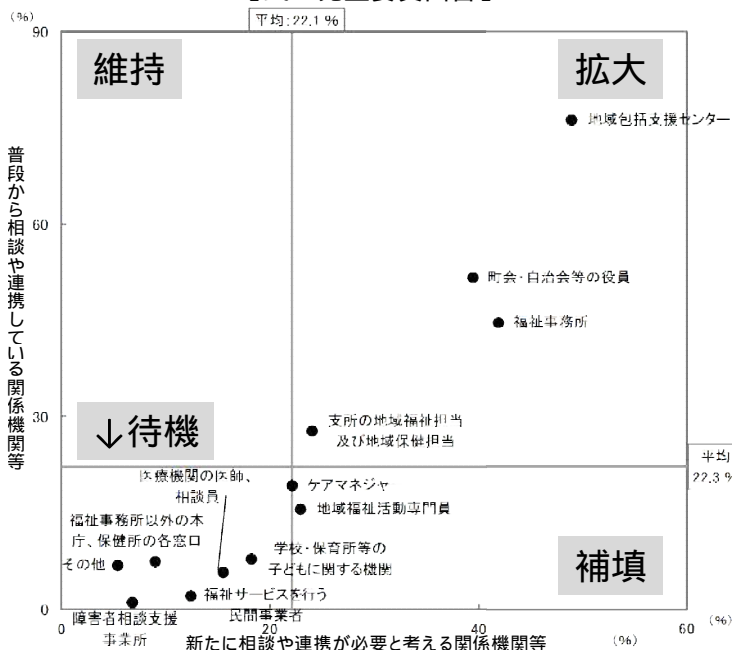
単位：%

(5) 連携・協働

- ❑ 民生児童委員及び福祉事業者が、普段及び今後の活動の中で連携・協働が必要と回答した割合が平均よりも高い「拡大」領域にある関係機関には、「地域包括支援センター」「福祉事務所」「支所の地域福祉担当及び地域保健担当」が、さらに民生児童委員では「町会・自治会等の役員」、福祉事業者では「医療機関の医師、相談員」が追加されています。
- ❑ また、普段の連携、協働は低いものの今後の連携・協働が必要と考える割合が平均よりも高い「補填」領域にある関係機関等として、民生児童委員では市社会福祉協議会の「地域福祉活動専門員」、福祉事業者は「町会・自治会等の役員」となっています。
- ❑ 民生児童委員及び福祉事業者が地域住民や他機関と相談、協働する際の困りごととしては、「個人情報取り扱い」の回答が多く、「相談先がわからない」は福祉事業者で多くなっています。
- ❑ 民生児童委員の自由意見においても、自治会、町会や行政との連携や情報共有に関して困っていることがうかがえます。

民生児童委員及び福祉事業者が現在及び新たに相談・連携が必要と考える関係機関等

【民生児童委員回答】



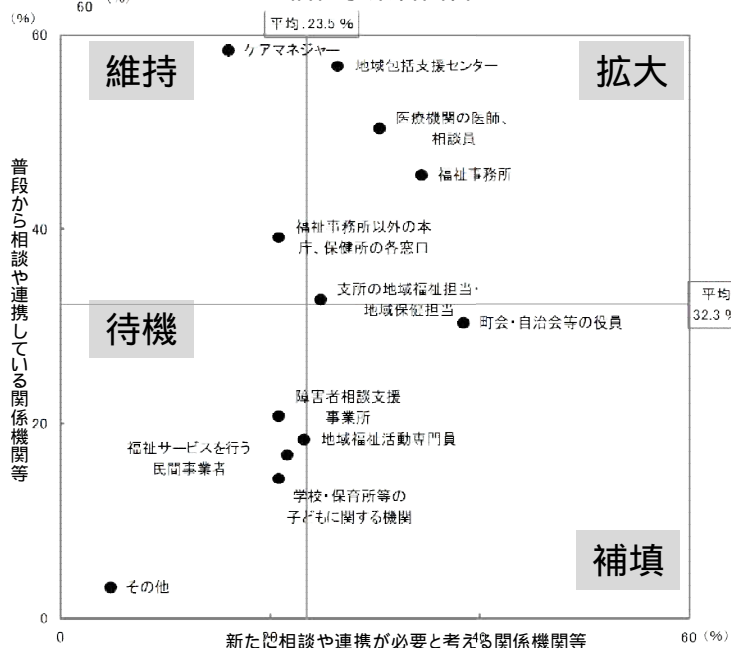
(領域の考え方について)

普段の活動の中での相談・連携先として回答があった専門機関等の割合(タテ軸)と、新たな相談・連携先として必要と回答のあった専門機関等の割合(ヨコ軸)を、それぞれの平均回答率をもとに、「待機」「維持」「補填」「拡大」の4領域に分けたもの。

(領域の説明)

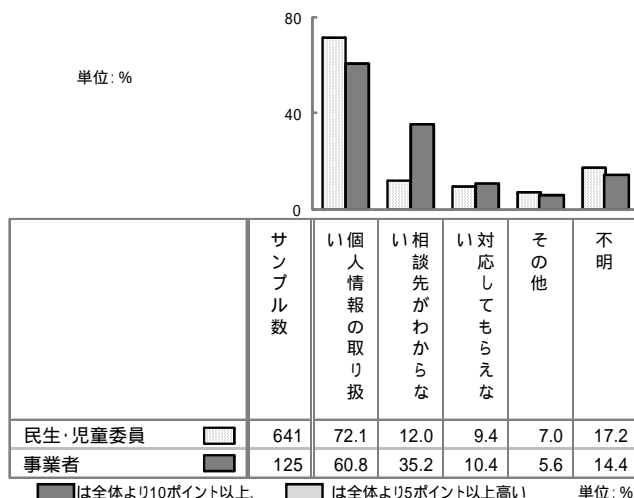
- 待機** 普段の活動における相談・連携先としての回答率が平均以下で、新たに相談・連携が必要との回答率が平均以下の専門機関等
- 維持** 普段の活動における相談・連携先としての回答率が平均以上で、新たに相談・連携が必要との回答率が平均以下の専門機関等
- 補填** 普段の活動における相談・連携先としての回答率は平均以下で、新たに相談・連携が必要との回答率が平均以上の専門機関等
- 拡大** 普段の活動における相談・連携先としての回答率が平均以上で、また、新たに相談・連携が必要との回答が平均以上の専門機関等

【福祉事業者回答】



平均: 32.3%

民生児童委員及び福祉事業者が地域住民や他機関と相談、協働する際の困りごと



連携・協力や情報共有に関する民生児童委員の自由意見

1. 連携・協力

(36 件)

【困り事】

内容	年代
自治会・町会について <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員が連協の会合には出ていない(要請なし)ので、どのようなことが議題となって、今何をしなければならぬか全然わからない。しかし見守り安心事業の会合において、取り組みや研修などの実施の案件を求められて困ります。連協も単協ももう少し聞かれたものであってほしいと思います 高齢者の多い地域ですので、現在はお元気にされている方々も5年、10年後には老老介護になられると思われる方がたくさんおられます。自治会や町会もがんばっておられますが、役員自身が高齢になってきていますので、大変なようです 地域福祉活動の原動力の一つであろう福祉協会の役員改選に民生児童委員として推薦委員になりかかったが随分難航して決まった。結局、民生児童委員をされている方が兼務されることになった。新年度になって福祉協会は役員どころか会員が随分減ったとのこと。新しい家が建ち並んでも地域社会への関心が薄く見向きもされない。福祉協会をどのように守り立てていけばいいのだろうか？ 	70歳代
行政について <ul style="list-style-type: none"> 悩みとしてよく耳にするのは、「民生の仕事は24時間」であるのに対し、「行政の相談窓口は平日の8時間」という点 生活保護者の方の件なんですけど、もう少し内容を把握して欲しいです。周りの方からもどうしてあの人を受給しているかと声が出ます(本人が周りに受けていると思います)。最初だけでなく定期的に把握して欲しいです。もっと市の担当の方が協力して欲しいです 	70歳代
その他 <ul style="list-style-type: none"> 独居の高齢者また高齢者夫婦世帯が多くなってきていることを実感します。地域包括支援センターが設置され、介護保険を利用され、「どこか」と「誰か」とつながっておられる方は何か異常が起こったり困ったことが起こっても早めに対応ができます。地域で孤立している方(特に男性で単身者)また家族がいても家族の中で孤立している方への配慮が必要だと思います。今後介護保険の利用が難しくなり、利用するサービスの出費が多くなるようなら困る方がたくさん出るのではと心配です。民生委員も年配者が多く今後民生委員のなり手が少ないのも心配です。役員のなり手がなく自治会がなくなった地区もあり、組織というまとまりがないので協力しあえる柱がなく、民生委員の負担が大きいです 	60歳代

2. 情報共有

(28 件)

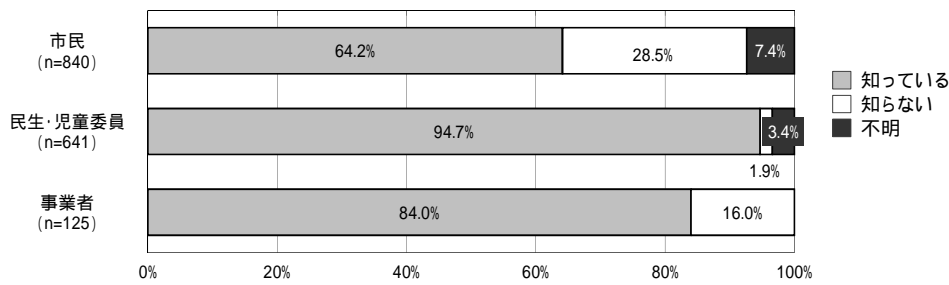
【困り事】

内容	年代
情報共有 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報法が大きな壁となって情報が得にくいので困る 個人情報保護法と、各種団体の連携の仕方は難しく困難です 高齢者の見守り等は声かけによって顔見知りになり割とスムーズにいけますが、児童の方は情報がなかなか入ってこないで主任児童委員の方と共有できたらいいと思います。民生委員自身も体調に気をつけて地域の福祉活動に少しでも貢献できたらと思います 生活保護者に対する対応の仕方が難しく考えます。全面的に訪問しなくて良いという訳でもなく、又、見守りで気になっても訪問について否定的な場合は対応出来ません。又、個人情報保護法によって情報も得にくくなっているのも気になります。情報を市の担当者にあげた後、どのように対処されたかの連絡が今まで中々伝わって来ないので、もしそのような事があれば、小さな情報でも処理内容を伝えて頂きたいと思います 高齢者の把握はできていますが、新築の介護住宅に入居された住民の状況がわかりにくく、町会にも入られていない家が多く、情報の入手に頭を悩ませています 	70歳代
	60歳代
	60歳代
	70歳代
	60歳代

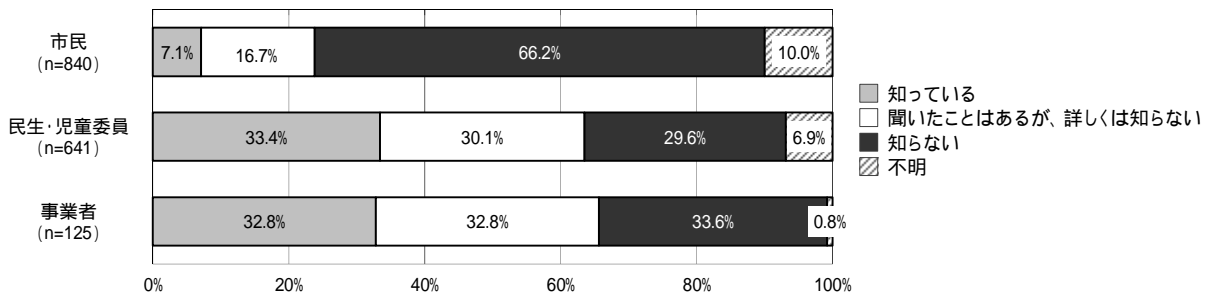
(6) 要配慮者（災害時要援護者）支援

- 避難場所の認知は進んでいますが、いまだに知らない人もいるため、引き続き周知が必要です。
- 福祉避難所（2次的避難所）の認知については、市民が最も低くなっており、民生児童委員、福祉事業者も低い結果となっています。福祉避難所のさらなる確保に努め、周知していくことが必要です。
- また、要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のための日頃からの取り組みについても、市民では「取り組んでいることはない」と答えた人が65%と、市民の日頃からの取り組みをどのように進めるかが課題となっています。

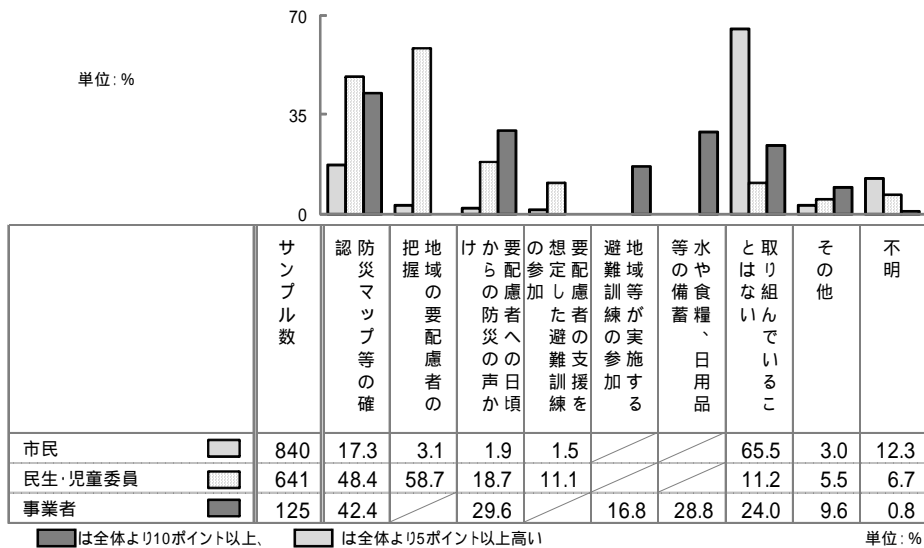
地域の避難場所の周知状況について



福祉避難場所（2次的避難所）の周知状況について



要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のための日頃からの取り組み状況



4 計画策定部会等における意見

計画策定部会や尼崎市自治のまちづくり条例の制定に向けた市民懇話会やタウンミーティングにおいて出た、地域福祉の推進にかかる課題に関する主な意見を整理しました。

(計画策定部会の委員意見 自治基本条例の制定に向けた市民懇話会等市民意見)

【地域の担い手の確保の課題】

地域団体等で役員のなり手が非常に減っているなど、実際に行動する人が少なくなっている。若い人を地域で巻き込む取り組みが単発的になっている。既存の関係団体と協働し、継続的に巻き込む仕組みが必要。

若い世代は余裕がないため、少しでも潤うものであれば活動につながるし、高齢者が子どもと交流できるメリットもある。

シニアと子育て世代と顔見知りになる環境があれば、ちょっとしたお願いもできる。

地域団体のリーダーやメンバーが不足している。団体組織の人材不足。

若年層との接点がない、新旧住民や地域間での交流ができていない。

参加のハードルが高い印象や、参加しにくい雰囲気がある。

参加しやすい、参加したくなる内容の地域活動がない。

町会の世代交代ができていない。

町会には若い世代が入らないし、若い人が余り活動していない。

【地域課題を話し合う場についての課題】

「朝カフェ」、「哲学カフェ」に20～30代の市民が参加して「まち」の話をしている。社協単位以外にも、ちょっと同じ地域で少し違う骨組みの話し合いが生まれている。

自治会基盤では限界があり、役員だけではない、もう少しだけ幅広い活動部隊、PTAなどが知恵を寄せ合える場をどうつくるのか。

団体に所属していない人にとっては不安がある。

若者と話さないと情報が入らないが、きっかけがない。

市民活動団体のネットワークが不十分。他団体との交流が難しい。

世代間や新旧住民との交流が難しい。

【地域活動に関する情報の共有の課題】

元気な高齢者の居場所はたくさんあるが、その情報を一元化するところがない。

子育てサークルの一覧表で、どこでいつ何をやっているかなど、わかりやすい情報がほしい。

行政の情報のプラットフォームがない。

横の関連情報の共有がない。

つながりが仲間内を超えて広がりにくい。

地域への情報発信の仕方がわからない。

情報の入手先がわからない。

町会に入っていないとイベント等を知ることができない。

6地区で取り組まれている同分野での活動の情報がまとまって得にくい。

回覧板の形式化。また、町会に入会されていない人にはどうやって情報共有するのか。

会議を開いても参加してくれない。市民に伝わらない。

市民団体は頑張っておられるが、地域へ広まらない。

団体への連絡方法や参加方法がわからない。

【地域福祉活動の推進の課題】

自治会の会長だけが集まって決めており、見守りを提案しても連協が認めないことで取り組みが進まない。

町会も連協も必要ないという住民がいる地域では、見守りはできない。

コミュニティビジネスとして若いお母さんが仕事とまちづくりに参加しているものもあるが、地域福祉活動として捉えられていない。

一部の地域で自主的にされている見守り活動は捉えられていない。

近隣などの横のつながりが大事。挨拶のできる間柄になっていることが緊急時にも生きてくる。

地域の小さな問題を誰に聞けば良いかわからない。

行政への相談や要望、地域の課題を市のどの部署に言えば良いかわからない。

【制度の狭間の個別課題への対応～生活困窮者自立支援制度の議論～】

地域やネットワークからもれている人、窓口のない人を支援していくのが本来の福祉であり、生活困窮者自立支援制度がうまくいけば地域福祉も推進される。

ぎりぎりの生活で暮らしている専業主婦は、後で貧困に陥る可能性が高い。子どもが小さいうちに、そうした人を就労につなげるような支援が必要ではないか。

小学校にはいってからの長期不登校は全く手つかずになっている。学校の先生にもっとしごと・くらしサポートセンター尼崎（生活困窮者自立支援制度の窓口）の周知が必要。

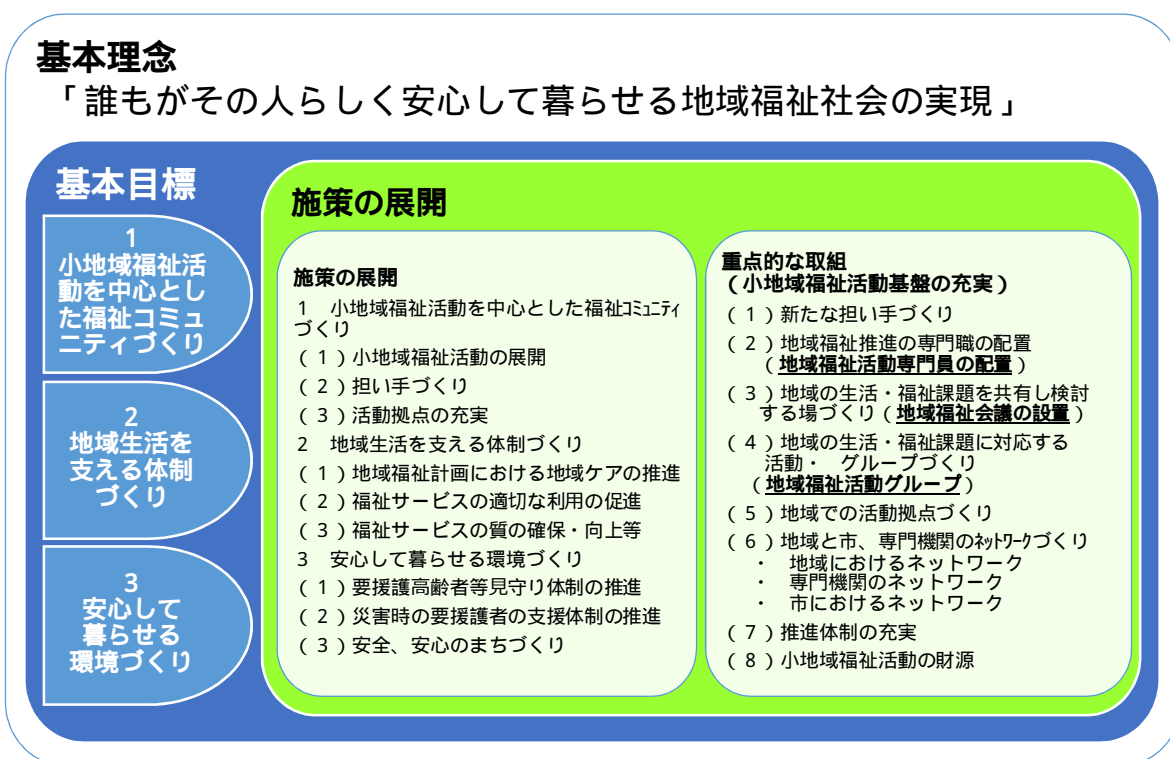
現在の学習支援の対象の子どもよりも、もっと小さい間にできることがあるのではないか。

5 第2期地域福祉計画の進捗と評価

(1) 第2期地域福祉計画の基本目標と重点的な取り組み

- 第2期地域福祉計画では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」を基本理念とし、3つの基本目標「小地域福祉活動()を中心とした福祉コミュニティづくり」、「地域生活を支える体制づくり」、「安心して暮らせる環境づくり」を設定し、施策を推進してきました。
- また、第2期計画を進める上での重点的な取り組みとして「小地域福祉活動基盤の充実」として次の施策を展開しています。

(参考) 第2期「あまがさきし地域福祉計画」の体系イメージ



第2期計画では、社会福祉連絡協議会の圏域を「身近な生活圏域(=小地域)」とし、その圏域において、様々な困りごとや孤立した不安等に対応し、誰もが安心して生きがいのある地域づくりを目指して住民が力を合わせ専門機関と協力しながら進める自主的な活動のことを小地域福祉活動といいます。

(2) 第2期地域福祉計画の進捗状況と今後の取り組み

第2期地域福祉計画の3つの基本目標及び重点的な取り組みの中から、特に推進に力を注ぐ項目について、次のとおり進捗と今後の取り組みを整理しています。

基本目標1「小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり」

市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員が地域の会議や地域活動に参加する中で、地域住民や地域団体の声を丁寧に把握し、活動の支援を行うとともに、地域における啓発活動の取り組みを進めることで、各地域ではサロン活動を中心に地域福祉活動の広がりが見られています。

また、こうした取り組みの中から、高齢者、障がい者、子どもを問わず住民が集う場として対象を幅広く捉えた活動も展開されてきています。

指標名	基準値		目標値 (H29)	実績値		
				H25	H26	H27
小地域福祉活動実施数 (延べ)	H24	487 件	594	554	592	658

(引き続き取り組むべき内容)

地域で実施している小地域福祉活動の周知と、活動の継続的な支援
 地域の生活福祉課題を市民が共有し、主体的に関心をもつための取り組み
 地域福祉活動の低調な地域における地域のつながりを活発化させる手法の検討

基本目標2「地域生活を支える体制づくり」

地域福祉活動専門員の周知が進み、地域福祉活動専門員を中心として個別課題解決に向けた地域の関係機関、地域団体、住民によるネットワークの構築が進められています。

その結果、様々な地域の中の「困りごと」や、個別課題に対する関係機関からの相談が増えてきており、支援の必要な人を把握する仕組みの構築が進んでいます。

(引き続き取り組むべき内容)

多様化・複雑化する個別課題の解決に向けて、フォーマル、インフォーマルなサービスを総合的・包括的に提供するための仕組みづくりの検討
 地域での支え合いの意識を高め、社会的孤立や社会的排除を生まないために、個別課題を地域課題として市民が共有する取り組み

基本目標3「安心して暮らせる環境づくり」

見守りの中心となる事業である高齢者等見守り安心事業自体は、平成27年度末時点で75連協圏域の39圏域(52%)において実施が進んだものの、新規の実施件数の伸びは緩やかとなっています。

しかしながら、見守りを必要とする対象者を幅広く捉えたり、新たに地域課題の協議を始める地域も出てきているなど、地域住民自らが地域課題を把握し、取り組みもうとする意識の広がりが生まれています。

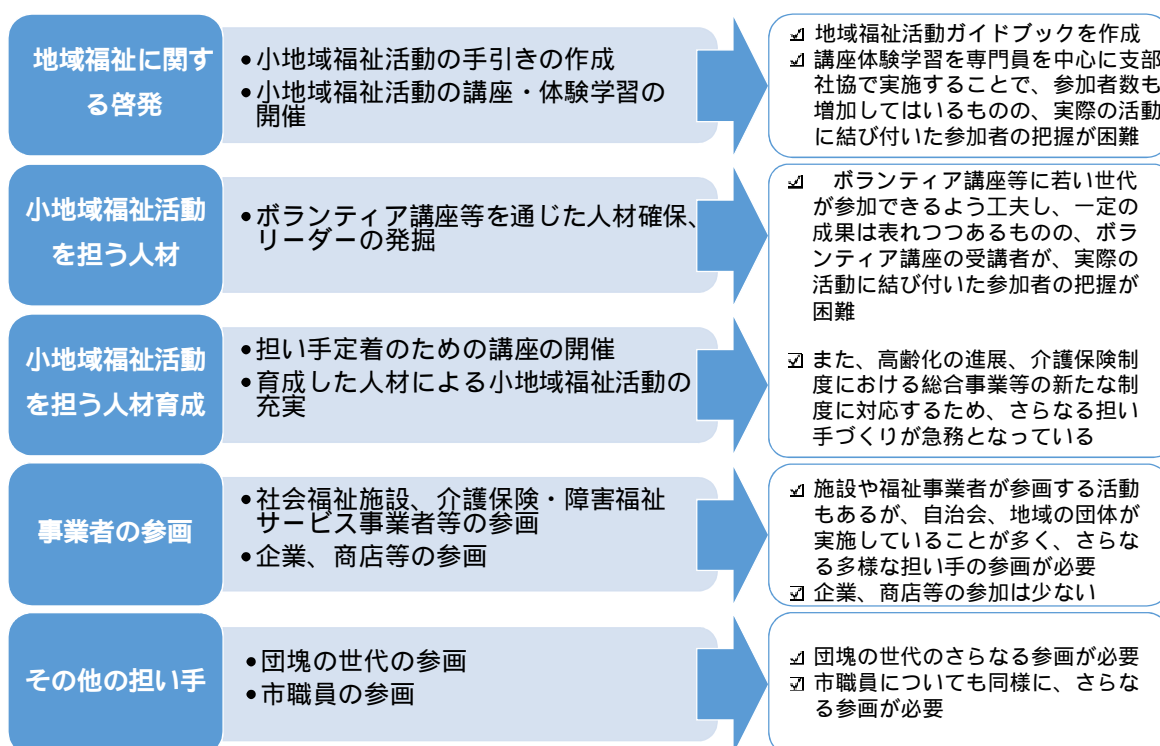
(引き続き取り組むべき内容)

見守り活動の実施地区における活動の継続的実施に向けた支援
 見守り活動の未実施地区への見守り活動の啓発のほか、市民が気軽に見守り活動に参加できる仕組みの検討
 町会、自治会のない地域に広めるための取り組みの検討

重点取り組み 「新たな担い手づくり」

市社会福祉協議会が若い世代を対象として実施したボランティア講座の受講者が、その後もボランティア活動に結び付くなど、着実に取り組みは進んでいますが、一方でアンケート調査では「活動メンバーが固定化し、新しい人が入ってこない(高齢化している)」、「活動メンバーが不足している」といった声もあり、さらなる担い手づくりが必要とされています。

こうした担い手の高齢化が課題となっていることから、若い世代に関心をもってもらうための取り組みや、気軽に地域活動に参加できる仕組み(周知方法等)や場づくり、福祉学習の推進に取り組むことが必要となっています。



重点取り組み 「地域福祉推進の専門職(地域福祉活動専門員)の配置」

市が財源を支援して、市社会福祉協議会に小地域福祉活動の取り組みを進めるための支援や担い手と小地域福祉活動を結び付ける支援、地域でのつながりづくりの支援等を行う地域福祉活動専門員(以下「専門員」という。)を配置しています。

この専門員は、平成23年度に3人、平成24年度に6人、平成27年度には介護保険制度の総合事業における生活支援コーディネーターを兼務して12人配置し、社会福祉協議会支部事務局に2人ずつ配置されています。

専門員の地道な取り組みにより、地域での見守り活動や防災活動の中で、地域の子育て支援団体と老人クラブなどが協力して世代間交流の場が作られるほか、子どもの食の支援に賛同する地域住民の協力を得ながら、いわゆる「子ども食堂」を実施し、そこでは子どもだけでなく近隣の高齢者などの地域住民が集える場となるなど、見守り活動とともに、様々な活動主体が連携した小地域福祉活動の着実な広がりが見られています。

一方で、地域のつながりが希薄などの理由で地域福祉活動の推進が困難な地域があるほか、専門員への個別の相談や地域福祉活動の継続的な支援の増加傾向に加え、アンケートにおいても民生児童委員からの期待の高まりや、新たな制度に対応して専門員に期待される役割も増える中で、引き続き専門員の活動への支援が必要となっています。

重点取り組み 「地域の生活福祉課題を共有し検討する場づくり」

地域住民が中心となり地域の多様なメンバーが参画して地域の生活福祉課題等を話し合う場として、身近な生活圏域である社会福祉連絡協議会の圏域において地域福祉会議の設置促進に取り組みましたが、平成 27 年度末時点では 3 カ所に留まっています。

しかしながら、地域福祉会議以外の見守り安心委員会やサロン活動等で、地域の生活福祉課題を話し合う機会が増えてきています。また、地域の特性に合わせた会議体を立ち上げている地域もあり、新たな活動へのつながりが生まれています。

こうした状況を踏まえ地域福祉会議という名称にこだわらず、地域で活動する多様な主体が、気軽に地域の様々な課題について話し合う場の構築を進めていく必要があります。

重点取り組み 「地域の生活福祉課題に対応する活動・グループづくり」

市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員や市の子育てコミュニティワーカー、地域包括支援センター等の取り組みにより、子どもの食の支援をきっかけとした子どもに寄り添った居場所づくりから、高齢者の集える「ふれあい喫茶」など、地域の生活福祉課題に対応した様々な小地域福祉活動が行われています。

また、要援護高齢者等見守り活動の中で、見守りを必要とする対象者を高齢者以外にも幅広く捉えるなど、地域住民自らが課題を把握し、地域課題として取り組もうとする意識の広がりも生まれています。

今後、介護保険制度における総合事業が平成 29 年度から始まることなどから、地域の様々な活動、グループづくりが必要となっています。

重点取り組み 「地域での活動拠点づくり」

地域の様々な活動の中には福祉施設を活用して行われているものもあり、また、災害時において、指定避難場所では、本人の生活に支障がでる恐れのある高齢者、障がい者その他特に配慮を要する人を受け入れる福祉避難所として、市関連施設以外に尼崎市内の特別養護老人ホームを指定しています。

しかしながら、アンケート調査では福祉事業者の地域での居場所づくりへの協力や、施設や設備等の地域住民への開放に取り組んでいるとの回答は低い状況にあります。

引き続き、社会福祉法の改正も踏まえた社会福祉法人の地域における公益的な取り組みをはじめとした福祉事業者の協力が必要です。

重点取り組み 「地域と市、専門機関のネットワークづくり」

小地域福祉活動数の増加に見られるように活動を通じた地域でのつながり作りは進んでおり、また、市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員が専門機関の会議への参画等を通じて分野別の課題解決に向けた専門機関との連携も進んでいます。

平成 27 年 4 月からは生活困窮者自立支援制度の市の相談支援窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」において、税や保険料といった困窮者に接する機会の多い行政の窓口やハローワーク、社会福祉協議会などの支援機関との分野別に留まらないネットワークを構築し、相談者の課題が複雑化・深刻化する前の早期把握と自立支援に努めているほか、平成 28 年度中には 6 地区に介護保険制度における協議体の設置を予定しており、課題解決に向けたネットワークづくりは着実に進められています。

引き続き、制度の谷間・狭間の課題や分野をまたがる課題の解決につながるよう、各分野別の制度に留まらないネットワークを構築していく必要があります。

6 尼崎市の地域福祉における課題

- 全国的な高齢化の進展とともに尼崎市においても、単身の高齢世帯、障がいのある人や生活保護受給者の割合も全体的には上昇傾向にあるなど、支援を必要とする人は今後も増えていくことが予想されます。
- 加えて、アンケート結果にも表れているように地域のつながりの希薄化が進む中で、地域において支援を必要とする人の抱える課題は多様化・複雑化しています。また、様々な年齢層において課題を抱え社会的に孤立化している状況も見られており、そうした課題への対応が必要とされています。
- また、尼崎市では平成17年に「あまがさし地域福祉計画」を策定し、第2期計画で小地域福祉活動の基盤を充実させることを重点的に取り組み、地域では課題に対応した様々な活動が行われ、新たな担い手も生まれつつありますが、引き続き、担い手の確保が大きな課題となっています。
- 尼崎市は多様な人材や企業、団体が集まり、テーマごとに様々な活動が行われるなど、多様性や包容力という“つよみ”をもつまちでもあります。
- この“つよみ”を最大限活かし、新たな担い手や様々な活動のつながりを作ることで、既存の地域福祉活動の充実とともに、新たな活動が生まれ、そうした活動が次の世代へと引き継がれていくことが必要とされています。
- このように、統計データやアンケート調査、計画策定部会等での意見、第2期地域福祉計画の進捗状況から見てきた課題について、次のとおり整理しました。

1 福祉学習による福祉コミュニティづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに住む人々全てが福祉サービスを必要とする人々を「困った人たち」として排除するのではなく、正しい理解のもと地域社会を構成する一人として包摂していくことが必要です。そのためには、市民一人ひとりが学びの機会を通じて、多様性を認めあうとともに、また主体的に地域福祉活動に参加、実践する意識を高めることが必要です。

2 地域福祉の担い手の発掘、育成

地域の担い手が高齢化する一方で、定年退職後のシニア世代や、若い世代が地域福祉の担い手として十分参画していない現状もあります。

こうした人たちが地域福祉の担い手として、気軽に参画できるきっかけをつくり、それを通じて、地域福祉活動のキーパーソンとなる人を発掘・育成することが必要です。

5 課題を抱えた人を支える仕組みづくり

ゴミ出しを頼める人がいないといった日常生活の問題から、虐待や孤立死、自殺などの深刻な問題まで、誰もが暮らしの様々な場面で課題に直面する可能性があります。また、福祉制度が充実する一方で、必要な人に支援が行き届かなかったり、制度に当てはまらないことで支援を受けられないといった課題があります。

課題を抱えた市民を早期把握し、公的サービスとともに地域の支え合いなどを含めた包括的な支援につなげる必要があります。

3 地域の社会資源の情報共有と活用

高齢化等により地域福祉の担い手が不足している現状があります。地域の多様化・複雑化する生活・福祉課題には、住民、多様な地域福祉の主体が参画することが必要ですが、地域の多様な活動団体の情報を一元的に把握できずに、十分につながっていない現状があります。

こうした社会資源を把握し、地域の課題解決につなげていくことが必要とされています。

4 交流を通じた孤立防止

地域では、高齢者を中心に孤立化が課題となるほか、貧困など様々な課題を抱える子どもが安心して過ごすことのできる場所が必要とされています。

社会的孤立を防止し、子どもから高齢者までが気軽に参加し、交流を通じて、地域住民が地域の様々な課題について関心をもち、話し合う場づくりを進めることが必要です。

